
第11回

生活困窮者自立支援 全国研究交流大会

報告書

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

厚生労働省委託事業

はじめに

生活困窮者自立支援
全国ネットワーク

顧問

宮本 太郎

(中央大学 法学部 教授)



第11回生活困窮者自立支援全国研究交流大会は、2024年11月9日、10日に愛知県東海市で、日本福祉大学、東海市芸術劇場を会場に、オンラインも併用して開催された。すべての都道府県から会場とオンラインでの参加をあわせて1,500名近くの参加を得た。

今回の大会テーマは、「地域共生支援へ広がる課題 だからこそ抱え込まずにつなごう 共にあることを楽しみ前にすすもう」というものであった。

2024年4月には、生活困窮者自立支援法が一部改正され、居住支援などが強化された。生活困窮者自立支援法が施行されて10年、この制度は一方では生活保護制度との連結を重視しつつ、他方で就労、居住、被災者支援、子どもなど、多様な分野との結びつきを強めながら発展してきた。

10年前に制度が立ち上がった時には、生活困窮者自立支援とは、一人ひとりの当事者を個別に対象として、就労をとおしての経済的自立を求めるもの、という狭隘なイメージも根強かった。だが、地域における多様な実践の積み重ねと、この大会等での経験交流をとおして、こうしたイメージにも変化がうまれた。誰もが地域とつながり、そこで認め認められるという関係をとり結ぶことこそ、生きて前にすすもうという自己の生の深いところからの肯定と、そのような肯定感に裏付けられた「自立」につながる。そのことがみえてきた。

就労、居住、被災者支援、子どもなどの多

様な分野は、このような関係がとり結ばれる舞台であり、前を向くためのつながりの土台となるなら、生活保護制度も決して「後ろ向き」のものではない。前を向くためにつながる支援においては、支援者がまずは共に前を向きながら伴走できる条件が確保されることが不可欠である。そのような意味で、生活困窮者支援とは地域共生支援に他ならない、少なくとも私はそう受けとめてきた。

今大会の開始のセレモニーは、日本福祉大学附属高校の和太鼓部「楽鼓」の演奏で始まった。高校生とは思えない演奏に参加者は深い感銘を受けた。聞けば「楽鼓」は、被災地など地域に入った演奏などをとおして「地域に育てられた」のだという。その「場」に共に在るのだと了解させる空気の躍動と身体の共鳴。若者たちはその振動を自らつくりだしつつ、それを聞く人々の眼に何かが点ったことを感じながら、それに呼応するべくさらに鼓を打ち鳴らす。地域共生支援を考える大会にふさわしい幕開けであった。

実施

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
厚生労働省委託事業

共催

日本福祉大学

協賛

東海市

後援

全国社会福祉協議会／愛知県／愛知県社会福祉協議会／
東海市社会福祉協議会

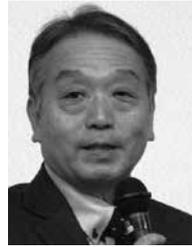
「第11回 生活困窮者自立支援全国研究交流大会」 報告書

もくじ

はじめに	1	分科会4(外国人支援)	32
		外国にルーツのある住民とともに ―ニーズとこれからの支援	
巻頭言	4	分科会5(自治体連携)	34
		施策・制度に向き合う自治体職員が描く「フォーマルな連携」づくり	
開会あいさつ	6	分科会6(包括支援)	36
新保 美香／伊原 和人／牧野 利香／花田 勝重／原田 正樹		包括的支援体制における生活困窮者自立相談支援機関の役割とは	
第1部 人が元気になるために―支援と解決、いやしについて考える―	9	分科会7(居住支援)	38
上田 紀行／奥田 知志		法改正に伴う居住支援のこれから―『居住サポート住宅』の実現に向けて	
第2部 知っていますか?改正生活困窮者自立支援法のポイント	13	分科会8(家計改善支援)	40
南 孝徳／新保 美香／駒村 康平		高齢者支援における家計改善支援事業が果たすべき役割や機能を考える	
国会議員からのエール	17	分科会9(防災・災害対応)	42
大串 正樹／山本 香苗／石橋 通宏		包括的支援と災害ケースマネジメント―フェーズフリーな福祉へ―	
第3部 こどもと家族の今とこれから 困窮者支援から見る少子化対策	18	まとめの全体会 地域共生支援へ広げるために	44
周 燕飛／鈴木 晶子／松田 妙子／阿部 守一／本後 健／宮本 太郎		奥田 知志／鈴木 晶子／櫛部 武俊／生水 裕美／菅野 拓／山崎 史郎／原田 正樹	
分科会レポート	25	●大会ニュース	48
分科会1(支援者支援)	26	●開催要綱	54
支援者支援の必要性を考える ―愛知の実践者の語りを中心に―		●大会参加者属性・アンケート集計結果	62
分科会2(子ども若者支援)	28	●生活困窮者自立支援全国ネットワーク会員募集・部会のご案内	70
改めて考える生活困窮者自立支援制度で子ども・若者にどう支援できるのか?		●第11回生活困窮者自立支援全国研究交流大会 現地実行委員会団体一覧	74
分科会3(就労支援)	30	●生活困窮者自立支援全国ネットワーク役員一覧	
就労訓練事業を切り口に就労支援の質を高める			

巻頭言

生活困窮者自立支援
全国ネットワーク
代表理事
奥田 知志
(認定 NPO 法人 抱樸理事長)



今大会参加者の印象に残ったのが「悪魔祓い」だったと思う。初日の全体会第1部にご登壇いただいた上田紀行さんの言葉に、会場は笑いに包まれながらも、自分たちの担っている「支援」の意味を深く掘り下げ考えることができたと思う。

もう一つの話は「闇バイト」。SNSで「闇バイト」と検索すると多くの投稿が出てくる。これが「闇バイト」の入り口となる。「登録が必要」などと個人情報の提出を求められる。運転免許証、学生証、実家の写真など言われるまま渡してしまい、その後指示を守らないと脅迫されることになる。「日給10万円、即日払い、交通費支給、軽作業、経験不要」。ありえない条件が並ぶ。当然、そんな甘い話はない。最後は犯罪者となり使い捨てにされる。犯行グループは暴力団だと言われている。

途中で「ヤバイ」と気づいても「住所はわかっている。自宅に押しかける。家族に危害を加える、ネットに犯罪者として画像をばらまく」など脅迫され逃げられず「受け子」や「出し子」の犯罪行為を繰り返すことになる。ついには強盗殺人を犯した若者もいる。この場合「無期又は死刑」。少なくとも30年以上は刑に服することになる。バイトどころではない。

若者が闇バイトに手を出す背景に「若者の貧困」があるとされている。2020年の

総務省「労働力調査」では15歳～34歳の非正規労働者は約512万人（この年代の約20.4%）。完全失業者約72万人（約2.8%）。無業者約69万人（約2.7%）。この年代の26%が不安定雇用の低収入または無収入である。既婚のパートタイムなどを差し引いても2割程度がアンダークラス（年収186万円以下）とされる。闇バイトが「経済的困窮」が進む中で広がったのは事実だと言える。とはいえ「お金がないから闇バイトをせざるを得ない」とは言えない。そんな選択をしなくて良い所得補償や生活保障、あるいは安定雇用を増やすべきだ。

しかし、要因はもうひとつある。「悪魔」である。つまり上田さんが指摘した「悪魔憑（つき）の状態」だと思う。生活苦の中「割のいいバイト」を捜す気持ちはわかる。しかし、事態が進むにつれ、どこかの時点で「これは犯罪だ、ヤバイ」と気付いたと思う。当然「他言すれば殺す」「家族もヤル」などと脅迫されたとは思いますが、その時点で誰かに相談していれば「懲役30年」は免れた。我々生活困窮の相談窓口に来てくれていたらと思う（ただ、現在の体制でどこまで対応できたかは要検証）。

横浜市青葉区の事件では逮捕された青年（22歳）は「途中で犯罪に加担することに気づいたが、家族に危害が加えられるかもしれ

ないと考え、断れなかった」と逮捕後に語った。その一方、彼の祖父は「被害者のGさんには本当に申し訳ない思いです。孫も闇バイトだと途中で気がついたということでしたが、いくら家族に危害を加えると脅されていたとしても、気づいた時点で私たちに言ってくれたほうがよかった。その結果、私たち家族に危害が加えられたとしてもそのほうがよっぽどマシだった」と悔んでおられた。こんなに優しいおじいちゃんがいたにもかかわらず彼は相談できなかったのだ。「相談できない」「助けてと言えない（言わせない）」現実が見え隠れする。

「家族に迷惑をかけられない」という思いは一見「思いやり」にも見えるが、結果は家族も含めそれどころではない事態を招来することになる。「他人に迷惑をかけてはいけない」。就職氷河期以降に生まれた人は、そんな「社会道徳」の中で生きてきた。自己責任論が闊歩する時代に育った彼らは一層「迷惑をかけられない」と思い相談することを躊躇してしまう人が少なくない。闇バイトは「経済的困窮」と共に「社会的孤立」の中で進行していたのだ。

講師の上田さんが指摘されたのは「孤独でない人には悪魔の眼差しはこない。しかしその温かい人の輪の外に投げだされてしまうと、人は悪魔に眼差されてしまう」ということだった。つまり、孤独な人に悪魔がとり憑くというのだ。スリランカでは、そんな孤独な人から悪魔を祓うために村民が一晩中悪魔祓いを行う。中身は儀式的なものもあるが、大演芸大会に近いという。みんなで悪魔にとり憑かれた人を楽しませ、笑わせる。明け方になり悪魔は退散していく。闇バイトの「闇」が「経

済的困窮」のみならず「社会的孤立」にあるのなら、この上田さんの話は大変参考になる。だから相談者に伴走し「ひとりにしない」という相談支援員の存在そのものが果たす役割の大きさを改めて認識させられた。孤独を癒す。それが私たちの使命なのだ。

悪魔に憑かれる人は今後さらに増えると思う。悪魔祓いは前近代的なオカルト現象ではない。悪魔は近代都市の中に潜み、孤独な人を狙っている。とり憑つかれると一層相談できなくなる。相談窓口で国の経済状況をどうにかするのは難しい。しかし、孤独は私たちの一声でわずかでも癒すことができる。みんなで悪魔祓いをし合う。それが地域共生社会と言うものだ。

生活困窮者自立支援制度は、「経済的困窮」のみならず「社会的孤立」を課題と認識する中で生まれた。今回の大会は、その原点を私に強く認識させてくれる大会となったと思う。

開会あいさつ



一般社団法人生活困窮者自立支援ネットワーク
代表理事
新保 美香



厚生労働省
事務次官
伊原 和人

地域が直面するさまざまな問題の根っこに、困窮と孤立の問題があることが鮮明になっています。それを何とかしたいと思って実践している皆さま同士がこの大会でつながり、前に進む、大事な機会となることを心から願っています。

私自身が生活困窮者支援と出合ってから十数年が過ぎました。プロフェッショナルとも言える実践者の方々とのお会いの中で、「プロは悩む。されどプロは一人では悩まない」ということを学びました。悩み続けること、そして一人で悩まないことを大事にして、当事者も含めて多くの方々と悩みを共有されてこそ、仲間ができて課題の解決に結び付いていくことを教えていただきました。

本大会には1400人を超える皆さまに参加登録をしていただき、心強く思っています。悩みだけでなく、実践の中での気づきや喜びを共有し、共にあることを楽しみながら2日間の大会を進めていきたいと思えます。

生活保護と並ぶ、もう一つのセーフティネットとして生活困窮者自立支援制度ができて10年が経ちました。この制度の真骨頂である、一人ひとりが抱える問題を受け止め、寄り添い、丁寧に支えていく実践は、この10年間に積み上げられ、これを発展させていくことが現場の皆さんの大きな支えにもなるのではないかと考えています。

生活困窮者自立支援制度は2024年4月に改正法が公布され、特に住まいの問題に取り組む内容となりました。さらに、私自身として感慨深いものがあるのは、住宅セーフティネット法が改正され、住宅施策と福祉施策が連携し、国土交通省と厚生労働省が共管することになったことです。大きな一歩です。

皆さまにおかれましては、ぜひ住まいの問題も含めて、社会資源の活用をさらにバージョンアップできるよう、今回の法改正の中身をご理解いただき、施行に向けて取り組んでいただければと思います。この2日間は、明日から頑張ろうと思える、活力を得る大会になることを願います。

来賓あいさつ



愛知県副知事
牧野 利香さん



東海市長
花田 勝重さん

第11回大会が多くの皆さまのご参加のもと、愛知県で盛大に開催されますことに心よりお喜びを申し上げます。ようこそ、お越しくできました。

生活困窮者自立支援制度は、地域のさまざまな実践の積み重ねによって発展してきたものです。生活困窮者の抱える課題はさまざま、コロナ禍や物価高騰など刻々と社会が変化していく中、支援者が経験を共有し、関係機関との連携を強めることは、対応力を高めていくために必要不可欠です。愛知県では、従来から支援従事者を対象とした研修において、県内の支援者同士がお互いに相談できるよう、関係機関の連携強化にも努めてきたところです。

本日、全国から生活困窮者自立支援制度に携わる実践者の方々が一堂に会して交流が図られることは、大変意義深いことです。合間に「名古屋めし」も楽しんでいただきながら、大会を通じて新たな気づきやつながりを得て、制度の発展につながることを期待しています。

ようこそ「鉄とランの街」、東海市にお越しいただきました。心より歓迎申し上げます。

市制55周年を迎える東海市では、「第7次総合計画」において、「ともにつながり笑顔と希望あふれるまち とうかい」をキャッチフレーズに、皆さんと一丸となってまちづくり・地域づくりを進めています。時期を合わせて、「第4次東海市総合福祉計画」も作成し、「おもい つながり ささえあう」を掲げて、日本福祉大学や医師会などと連携を図っています。

先週、東海市内にある社会福祉法人12団体がタッグを組んで、社会福祉協議会が中心となり、「東海市社会福祉法人連携協議会」が発足しました。それぞれの強みや持ち味を出しながら、地域福祉をさらに向上させていこうと取り組んでいるところです。

この2日間は、参加される皆様にとってこれまでの体験を共有し、意見交換をして、さらなるご活躍につながることをご祈念申し上げます。

来賓あいさつ



日本福祉大学
学長
原田 正樹さん

第11回大会を本学東海キャンパスで開催していただけること、そして本大会の現地実行委員長として、多くの皆さま方にご参加いただきましたことに心から感謝申し上げます。

本学は創立70周年を迎え、「ふつうのくらしのしあわせ」を探求する総合大学でありたいと考えています。あえてゼロ歳から100歳の地域包括ケアをテーマに共同研究を実施し、また、日本伴走型支援協会と連携してオンラインによる伴走型支援士の基礎講座も開講しています。

2021年の第8回大会も本学が会場でしたが、コロナ禍によりオンラインのみでの開催でしたので、今回対面で開催できることをうれしく思います。愛知県内のNPO、行政、社協などから70名を超えるメンバーが実行委員として参加してくださっています。この大会を機会に、県内の支援者のネットワークができてきたことも大変うれしく思っています。これから始まる2日間、大いに議論をし、これからの希望を皆さんと一緒に語り合いたいと思います。

全体会

第1部

人が元気になるために —支援と解決、いやしについて考える—

登壇者

東海学園大学

特命副学長・卓越教授 上田紀行

コーディネーター

認定NPO法人抱樸
一般社団法人生活困窮者
自立支援全国ネットワーク

理事長
代表理事 奥田知志



東海学園大学
特命副学長・卓越教授
上田紀行

上田紀行 本日は皆さんとお会いできることを大変楽しみにしてまいりました。人生の困難に瀕する方々に寄り添い、この社会を元気にしようと活動されている方々の前でお話させていただくことを大変うれしく思っています。

今回は癒しについて話すようリクエストがありましたので、まずは、私が癒しについて最初に目を開いた時の話を聞いてください。

悪魔祓いという癒し

上田 自らの人生体験から、人間とはどういう時に元気になったり、元気を失ったり、どう回復するのかを研究テーマにしようと、20歳代後半にフィールドワークとして向かったのが、スリランカの多数派民族シンハラ人が暮らす仏教徒の村でした。

この村では悪魔祓いという儀式が行われています。酒ばかり飲んで仕事に行かない、子どもが悩んで不登校、毎日悪夢を見るなど病院では治らないような人に『悪魔がついた』としてお祓いをしているのです。小さな悪魔祓いは家の中で、大きなものになると村人や観客までもが集まり、一大村祭りの如く、夕方から朝まで行います。4人ぐらいの悪魔祓い師が華麗な衣装を身にまとい、踊ったり、太鼓を叩いたりして徹夜で臨みます。悪魔祓い師に悪魔が憑依するクライマックスでは、患者が「全部私の悪いものを吸い取ってくれた」と気持ちが晴れやかになる人が多いように見受けられました。

お祓いがひと段落すると、悪魔が憑依したとされる悪魔祓い師による演芸会のような催しが繰り広げられ、その場は笑いに包まれます。場の雰囲気明るくなったところで、悪魔が「俺なしで幸せに暮らせよ」と言い残して立ち去り、長時間続いた悪魔祓いは終わりを迎えます。私は自分の著書で、これは実は癒しなのではないかと記しました。

孤独と悪魔の眼差し

上田 どんな人たちに悪魔がつくのかと村人に訊ねると『孤独な人に悪魔が憑き、悪魔の眼差しが来るのだ』と答えます。この孤独は物理的孤独ではなく、大勢の人の中でも孤独になる社会的孤立を指しています。

人間は孤独になったから病むというわけではなく、孤独を病み自分ではどうすることもできないという無力が加わるのが、一番人間の免疫力を下げると言われています。人の中の孤独というものが実存的に最も不幸な状態で、寄る辺がないということです。この村では、そんな時に悪魔が来て、それに対し村人が結集し村ぐるみで楽しい悪魔祓いをして、最後に笑い合っ心も晴れ元気になるのです。日本にはこのようなものがあるだろうかと感じました。

皆さんが毎日のように接する生活に困窮する人たちも、何かのきっかけや理由があったはずで、それを全て自己責任とする今日の日本社会は少し冷たすぎるのではないのでしょうか。

迷惑をかけるということ

上田 最近の若者は自分が苦しいということ、人に話そうとしません。迷惑がかかるという理由からです。迷惑には、かけて

いいこと、かけてはいけないことがあって、例えば命を誰かに助けてほしいと言うのは決して迷惑ではありません。自分がつらいということ、みんなに言える場所や機会があれば誰も孤立しないはず。伝えること自体は決して迷惑ではなく、頼られることを喜んでくれる人たちも大勢いるのです。

悪魔祓いがある社会、ない社会

上田 スリランカの子どもたちは、小さい頃から悪魔祓いを見て育ちます。人は誰もが弱く、不調に陥る時もありますが、そんな時、村人みんなで元気にするという場面をこの子たちは何度も見て育っています。人が苦しみ悩んでいる時に、誰かが助けてくれる環境があるのです。

今の日本にこのような境遇で育つ子どもがいるでしょうか。悪魔祓いがある社会とない社会、どちらが人間を深く理解し、葛藤を抱えた人を優しく支えているのか、僕にとって答えは明らかな気がします。

皆さんはスリランカで言えば悪魔祓い師なんです。人間は弱いもの。それを救っていかうという部分がこの社会にあったとき、みんながもっと幸せになります。しかし、若い人たちは失敗しても誰も救ってくれない、俺が苦しんでいても自己責任だと言われておしまいだと思っているから、人生にチャレンジしてみようとしません。今の日本社会で誰も挑戦しないのは、救いが無くなっているからなのでしょう。

ここに集まった方々の使命は本当に大きいものです。苦しいこともあるかと思いますが、そんな時は悪魔祓いの話を思い出して、笑って自分を励ましていただいて、そして皆さんもつらい時はつらいと語り合

いましょう。私たちが『悪魔つき』になってはいけません。ということで、私から皆さまに向けて最大限のエールをお送りして、基調講演を終わらせていただきます。ありがとうございました。

生活困窮者自立支援制度二つの理念

奥田知志 上田さん、基調講演ありがとうございました。ここからは、上田さんと二人で話しを進めてまいります。

生活困窮者自立支援制度、自立支援法は、当初経済的困窮をテーマにしていたのですが、改正案が出て経済的困窮だけでなく、地域社会からの孤立も大事だとしています。経済的困窮と社会的孤立の二つを理念の根幹に持つ制度、法律はなかったと思います。先ほどの上田さんの話を聞いて、この法律はまさに生活困窮者悪魔払い法の側面を持ち、皆さんは悪魔払い師なのではないかと感じました。人と人との関係の中で孤独が深刻化して、そこから逃れるために家に引きこもり独居も選ぶ。孤独の本質は、人が実際にいるにも関わらず孤立していくところにあります。深刻化する闇バイト問題は、今日の観点からして、ある意味悪魔につかわれていると思うのですがいかがですか。



一般社団法人生活困窮者
自立支援全国ネットワーク
代表理事
奥田 知志

相談できない若者と闇バイト

上田 要因の一つに若者たちの貧困、経済的困窮がありますが、疑問なのはなぜ友だちや親に相談しないのか、なぜ若者たちは一人になってしまっているのかという点で、

それがとても不思議です。一方で、身分を証明するものを押さえられ、親への危害と引き換えに犯行を強要されると、迷惑をかけたくないというネガティブなところで親とのつながりを築いて拳句に凶行に及ぶ。本来は逆でないといけなはずなのです。

奥田 親に迷惑をかけたくないと言いつつ、結果、迷惑をかけるわけですが。

上田 最大限の迷惑です。今は、信頼感やつながり感がとても大切で「あなたとつながっている。あなたの幸せを考えている。苦しみは一緒に負っていきましょう」とはっきり明示して言わなければいけなくなりました。

奥田 困窮による経済構造的な問題と、誰にも相談できていない、相談できないという社会的構造が要因なのかもしれません。

孤独・孤立に挑む相談支援員

奥田 相談こそが生活困窮者自立支援制度の一番の特徴です。相談支援員は孤独の部分にどう伴走し、どう寄り添うか、何よりも一人にしないように、そして、この制度の成り立ちの中で「断らない」という覚悟で取り組んできました。上田さんのお話でとても印象に残っているのが「孤独でない人に悪魔の眼差しは来ない」という点です。生活困窮者自立支援制度は孤独、孤立との戦いであり、絶対にあなたのことを見捨てないという社会の一つの宣言だったのです。

上田 ケアする際や人を救う時は、自分を後から支えてくれるものはとても重要です。自分も弱いものだから苦しくなったら誰かに相談しよう、そのくらい自らを開かないとやっていけないと思います。

奥田 講演でもふれておられましたが、相談支援員が『悪魔に眼差されない』ために、

どうすればいいのかということですね。

上田 多種多様な問題が次々と起こる中で、微力ではあるけれど人生をかけて幸せの種をまき、これ以上問題が悪化しないよう自分がせき止めているのだ、という自負を持つこと。そして、愚直にやっているところを子どもたちや周りの人に見てもらうことが重要です。一人で抱え込み苦しむ姿を誰にも見せないという姿勢は良くありません。一生懸命に取り組む姿をみんなに見せ、こんな私でもできるのだとアピールする。そのほうがポジティブだと思います。

奥田 この制度は、弱さというか人間の本質を開示していく。一方で、そんな弱さを持った人間が必死に生きている姿は何よりもすごい。私はその部分に価値をおきたいと思っています。お時間がまいりました。上田さん、今日はありがとうございました。

上田 ありがとうございました。



知っていますか？

改正生活困窮者自立支援法のポイント

登壇者

厚生労働省社会・援護局地域福祉課	生活困窮者自立支援室	室長	南 孝徳
明治学院大学社会学部		教授	新保美香
慶應義塾大学経済学部		教授	駒村康平

駒村康平 まずは、南室長から改正生活困窮者自立支援法のポイントについてお話しいただきます。

改正の背景

南孝徳 今回の制度改正は、大きく二つの課題への対応で見直しを行っています。まず一つ目は、新型コロナの影響で、困窮者支援で受け付けた相談、個人向けの緊急小口資金の貸し付け、住居確保給



厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 室長 南 孝徳

付金など、かなり多くの件数がありました。これらは一定程度の効果はありましたが、人とのつながり、社会とのつながりが薄くなる中で、複合的な課題も顕在化しました。

もう一つの課題は、高齢者人口が増え、全体の人口自体は減っていく中での「住まい支援」です。単身高齢者世帯は増加し、2050年には2割を超える見通しです。持ち家率も減り、住まいの支援を福祉の中で対応する必要がありました。

居住支援の強化

南 改正では、住まいの支援が生活の安定につながるため、居住支援を強化し、自立相談支援の役割として明確化する。つまり、全国どここの自立相談支援事業でも住まい支援を受け止めることを明確にしました。

併せて居住支援では、もともと一時生活支援事業でシェルター事業と見守り事業がありましたが、地域で住まいを見つけた後の居住の安定を両輪で進めていくことを明確化するために、「一時生活支援事業」を「居住支援事業」に改め、シェルター事業と地

域居住支援事業と見守りの事業を自治体の努力義務という形に見直しています。

居住支援のもう1つの強化は、住居確保給付金を拡充して、生活を安定させるために家賃の低廉な住宅への転居の初期費用の補助を盛り込んでいます。

複合的な課題への対応

南 そして、複合課題への対応としては、個別の事案を関係機関と議論する支援会議の設置を努力義務とします。

就労準備支援・家計改善支援の全国的な実施の推進と質の向上は、努力義務として全国で実施できるように体制を整えます。自立相談支援に併せて、就労準備支援・家計改善支援の事業を一体的に行い、より効果的な事業にしていくことを法律で原則にしました。

生活困窮者自立支援制度の就労準備支援・家計改善支援・居住支援については被保護者も対象に、一体で実施できるという仕組みを創設しました。

最後に、生活保護世帯の高卒就職者等への新生活立ち上げ費用の支給です。中学も含む高等学校等の卒業生に、就職に向けて自立する場合に現在の大学卒業者と同様に一時金を支給する仕組みを創設して、自立を支援するという見直しを行っています。

制度の充実のためのポイントとは

駒村 ありがとうございます。

住宅政策は、貧困・格差の問題、未婚率の上昇で、家を持つチャンスが制限され、これから問題は極めて大きくなります。厚生労働省と国土交通省が連携して社会保障政策に住宅政策を本格的に組み入れてきたことは非常に意義のあることです。

今回の改正で、努力義務の就労準備支援と家計改善支援の二つは、審議のときには必須事業を目指しましたが、難しかったです。その背景と、今後の方針を解説いただくと助かります。



慶應義塾大学 経済学部 教授 駒村康平

審議会は2023年の12月に一回閉じていますが、そのときから心配になっていたのは、福祉や道徳のことを考えずに経済だけを見ると害悪に、福祉や道徳だけで経済の問題を考えないと夢物語になってしまうわけです。物価や賃金上がる中で人件費の確保の必要がありますが、この制度では報酬改定の仕組みがない。制度の充実という点から厚労省が悩んでいる問題がありましたらご説明いただければと思います。

南 見直しを検討する中で、就労準備支援や家計改善支援は、事業を必須事業としかどうかの議論はありました。どちらの事業も大体8割の自治体で実施していただいているのですが、未実施の自治体の中には小規模の自治体もあります。そうしたところが事業をできるような支援が必要で、今回は法律上の義務化は行わずに、家計改善支援の国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げ、全国的に実施できるように法改正を行いました。

この法律には施行後5年を経たときに見直すという検討規定があります。それに向けて全国でより多くの自治体を実施していただけるように、都道府県とも協力しながら広域的な支援を通じて実施をお願いし、次の改正に向けて考えていきます。

2点目の、物価が上がる中で民間の賃金

の上昇は報道等でも5%と出ています。また、今年から医療も含めて介護や障害分野の賃上げを念頭に報酬改定も行っています。一方で困窮者支援事業は、今は自立支援事業全体としてやっています。その中に人件費をどう見込んでいくのかは考えていかなければいけない課題です。全体が賃金上昇する中で、事業を担う皆さんの賃上げも当然考えていかなければいけないので、しっかり受け止めて検討していきます。

生活困窮者自立支援と生活保護の一体的実施

新保美香 私は今回の改正法では主に二つとても大きなことがあったと思っています。

一つは居住支援です。審議会の部会の議論で居住支援がかなり具体化されました。コロナ禍での課題解決に向けてつながりながら、大きく変わっていったと思います。

二つ目は、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度を一体的に実施していくという流れです。部会の議論の前に「論点整理のための検討会」があり、生活保護と困窮者制度の支援について、多くの意見が出されました。それが部会の議論につながったと思っています。

その中で、一時生活支援事業が居住支援事業へと名称を変えたことは、大きなことです。居住支援事業はこれからどのように進められていくのでしょうか。

そして、生活保護と生活困窮者自立支援制度を一体的によりよく進めていくために、ご説明をお願いします。

南 1つ目の居住支援について、今回の改正で、厚労省と国交省が住宅セーフティネット法を共管し、法律が変わることで、われわれも国交省と一緒にこの政策を進めていくし、自治体でも福祉部局と住宅部局が連

国会議員からのエール

携をして取り組むことが必要になってきます。住まいを確保しながら地域で安心して生活できる支援が期待できる事業ですので、広げていけるように努力していきます。

2つ目の、生活保護と生活困窮を一体的に実施することで、保護の人でも一連の就労準備支援や家計改善支援を受けてもらい、広げていこうと思っています。自治体の事業の特性もありますので、保護の機関と困窮の担当が相談しながら実施していただくことを期待しています。

制度のこれからを考える

駒村 私は今、認知機能が低下した高齢者の経済活動をどう支えるのかを研究しています。孤立・孤独の認知機能の低下が始まった人を狙った経済トラブルが増えています。これから2040年にかけて高齢者が4000万人、75歳以上はそのうち2500万人います。これからは、身寄りが本当にいない単身のまま高齢になった人が増えていくだろう。そして毎年170万人近い人が亡くなっていく。認知機能が低下し、孤独・孤立のまま亡くなっていく人が増えていきます。

「生・病・老・死」という四つの苦のうちの三つぐらいまでは社会保障をやってきましたけれども、死の部分の道筋を支えなければいけない時代になってきているわけです。一方では生活保護との一体的な部分もある。一方では3条をめぐる「経済困窮」という言葉をいつまでも残しているのか。これからどんどん広がってくる曖昧な複合的な問題に対応できるのはこの制度しかないのではないか。今後の5年見直しの、あるいはもう少し何回かやらないと進まない問題かもしれません。

新保 制度が始まって10年経つと、今やっていることがこの制度・事業のスタンダードなのかとってしまうことがあります。それぞれ尊厳の保持・確保、それを通じた地域づくりを目指していくという理念の下で、自分たちが本来の事業のあるべき姿を目指しているかをお互いに確認しながら進んでいくといいと思います。

南 生活困窮者自立支援制度は外縁が広い、受け止める包容力がある制度です。そこを生かしながら、自立相談支援機関を含めてこの事業を担っていただく皆さまのご協力はこれからも不可欠です。

併せて、「闇バイト」のような問題が困窮の支援、あるいは自立相談につながっていればそこまでいかなかったかもしれない。われわれとしても、やらなければいけないことはあると思います。

次の見直しに向けては、必須事業の課題を整理していく必要がありますが、「地域共生社会の在り方検討会議」では身寄りのない人の問題への対応も議論を進めています。これからも議論を深めて、5年後の見直しも含めてさらに強化できるようにやっていきたいと思っています。

駒村 以上でこのセッションを終わらせていただきます。どうもありがとうございました。



明治学院大学社会学教授

新保美香

自由民主党 衆議院議員 大串 正樹



改正生活困窮者自立支援法が成立しました。本格施行に向け、実践的かつ円滑に運用される制度となるよう忌憚のないご意見、ご要望をいただければ幸いです。生活に困窮する方々の事情は千差万別で、当事者が抱える課題の多様化、複雑化に伴い、それと向き合う支援者の役割がますます重要になってきています。支援者の皆さまがより一層ご活躍いただくことのできる環境づくりに向けて、今後とも全力を尽くしてまいります。

公明党 山本 香苗



先の国会において生活困窮者自立支援法の改正が実現し、次の10年に向けて新たな一步を踏み出しました。今回の法改正の最大のポイントは居住支援であり、住宅セーフティネット改正と合わせて着実に進めてまいります。生活困窮者自立支援制度は私のライフワークです。この制度をベースとしながら、単身高齢者等身寄りのない方々への支援、こどもや若者に対する支援、孤独・孤立対策などに取り組むとともに、この制度を多くの方々に知っていただき、利用していただけるようにしてまいります。

立憲民主党 参議院議員 石橋 通宏



生活困窮者自立支援制度が立ち上がって10年。今回の法改正も含め、まだ不十分な部分が多く、現場の皆さんの頑張りに応えきれておりません。今後の決意を含め問題提起させていただきます。困窮状態の若者や単身高齢者を出さない社会制度の再構築、皆さんが安定的にキャリア形成できる処遇改善と体制強化、安定した制度運営と拡充に向けた予算確保。この3点を実現し関係者の努力に政治が応えられるよう努めてまいります。

こどもと家族の今とこれから 困窮者支援から見る少子化対策

登壇者

日本女子大学人間社会学部	教授	周 燕飛
認定NPO法人フリースペースたまりば	事務局長	鈴木晶子
NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 (NPO法人せたがや子育てネット 代表理事)	理事	松田妙子
長野県	知事	阿部守一
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部	企画課長	本後 健

コーディネーター

一般社団法人生活困窮者 自立支援全国ネットワーク (中央大学法学部 教授)	顧問	宮本太郎
---	----	------

宮本太郎 少子化の要因は、若い世代に十分な所得がなく、結婚したくてもできない、子どもをもつ夢が叶わないことだと言われますが、これまで少子化対策と困窮者支援はうまくつながっていません。そこで、稼ぎ手の支援、子育ての支援、子ども自身への支援という三重の支援が必要になります。

稼ぎ手の支援の議論は本日十分扱えないと思いますので、私から一言だけ申し添えます。国の「こども未来戦略」は、若い世代への経済的支援の切り札として「三位一体の労働市場改革」を掲げていますが、これだけでは決して十分とは言えません。地域密着型の人的な投資で、地域の中でみんなが稼げる基盤をつくることが問われています。周先生から口火を切っていただきます。

若者の経済的不安の解消を

周燕飛 少子化対策こそが、困窮者対策だと思います。少子化の根本的な原因は、子育ての便益の低下と、子育て費用の上昇です。そのために、さまざまな施策はいかに便益を高めて費用を減らすかという方向で動かなければいけません。

子育てによって得られる喜びや幸せ、いわゆる「消費効用」は、横ばい、もしくは低下しています。課題として、最近の若者たちは育児の喜びや幸せを共感しづらくなり、強い経済的不安から子育てに踏み切れません。

子育て費用には、「直接費用」と「間接費

用」があります。直接費用は、養育費や教育費を指し、子どもを成人まで育てるのに1人当たり2,000～3,000万円かかるという試算結果があります。近年、幼児医療費や教育費の無償化が進んでいるにもかかわらず、直接費用が上昇し続けている背景には、受験熱による教育費の高騰があります。日本は総所得に占める子育て費用の割合が極めて高く、生活を圧迫しています。

「間接費用」は子育てをするために諦めなければいけない収入のことで、逸失所得とも呼ばれます。女性の高学歴化や女性の賃金の上昇によって、間接費用も上昇し続けています。大卒女性の場合、正社員として働き続ける女性に比べて、子育てのために10年ほど専業主婦になった場合の損失は約2億円です。ここが子育て費用の本丸です。配偶者控除や第3号被保険者制度などの制度的罫によって、働き続けるコースよりも専業主婦コースを選ぶように誘発されています。パート主婦の時給は上がり続けていますが、約6割が年収103万円以内で働き、平均年収は横ばいです。

パート主婦の多くは、子どもを保育園に入れるよりも自分で育てるほうがよいと考えています。しかし、東京都立大学の調査によると、困窮世帯の子どものうち保育園を利用したことがある子どものほうが、中学校・高校入学時の学業成績や健康状態が優れているという結果が出ています。子どもの視点から見ても、保育園に預けて親は働いたほうがよいと言えます。このような制度的罫を取っ払い、誰でも保育園を利用



日本女子大学人間社会学部
教授
周 燕飛

一般社団法人生活困窮者
自立支援全国ネットワーク
顧問
宮本太郎

でき、就労し続けられるような社会環境の整備が必要です。まずは若者の漠然とした経済的不安感を解消し、低所得層の賃上げ政策や逸失所得の回避が求められます。

子どもへのケアが、親の仕事を支える

鈴木晶子 経済的困難を抱える親御さんや子ども・若者と日々過ごしています。

フードパントリーを利用するシングルマザーは、フルタイムで働いている人が多く、食べ物を買えないほどお金がないわけではありません。でも、現代は子どもが当たり前前に暮らすためにはお金がかかります。食費が少しでも減れば、その分子どもの習いごとや塾、お出かけ、スマートフォンをもつことにお金をかけられます。それでもなお、家に勉強机がない、遠出の外出をしたことがないなど、外から見えない部分や非日常には手が回っていないのが現実です。

親が一人で経済的にぎりぎりの中で子育てをしているため、不登校、子どもの心身の不調、発達障害、問題行動と学校や地域で言われてしまう行為、親の健康・労働問題などの「何かが起こる」と対応ができなくなります。

例えば、不登校になると、通学すれば給付される現金・現物がなくなります。給食が出ませんし、郊外活動には就学援助が出ませんが、プライベートの外出には費用が出ません。教育委員会が不登校対策で取り組む教育支援センターが合わない子どもは、民間のフリースクールを頼ることになります。東京都のフリースクールの月謝は平均4万3,000円です。親が仕事を続けるには放課後のケアも必要です。放課後児童クラブは、半分以上が学校の敷地内であって通うにはハードルが高く、習い事付きや送迎付きの民間学童に頼ると、月謝は全国平均

月4万6,000円です。つまり、月9万円のお金が出せないと乗り切れません。不登校等の全国ネットワークの調査では、不登校になった家庭の91.5%で支出が増え、32%で収入が減り、69.8%が働き方を変えているという結果が出ています。

子ども食堂等に寄せられる困りごとを調査した際、「病気や健康、障害のこと」「収入・生活費のこと」に加え、「家族関係」「子育て・介護」「不登校・ひきこもり」など、家庭内・ケアに関わる相談が多いことがわかりました。家庭内・ケアに関する項目は、生活困窮者自立相談支援事業の相談内容の集計で、主要なトピックに入っていません。なぜでしょう。ケアは仕事を支える重要な部分であるという認識が、この制度に関わる人たちの中で弱いのではないかという気もしてきます。

次に、困窮世帯に育った若者たちを見ると、結婚しない・子どもを持たないと考える人と、早すぎる妊娠・出産をする人の二極化があります。誰もが子育ての喜びを感じられる地域・社会になったらいいなと思っています。

最後に、条件の整った人だけを支援するのが少子化対策なのではないでしょうか、と聞きたいと思います。子どもの貧困は11.5%。若者の20%が非正規雇用で、5%が完全失業者・無業者です。25%、4人に1人は子どもをもつということから遠いことではないでしょうか。

子育ての一步を地域で支える



認定NPO法人フリースペースたまりば
事務局長
鈴木晶子

松田妙子 東京都世田谷区で、子どもを地域で一緒に育てるということをしてきたおばちゃんです。「子どもを一人育てるのに村中の知恵と力が必要」というアフリカのことがわががあります。子育ては「大玉おくり」です。子どもや家庭という大玉は、地域のみならず下支えされ守られていくものであり、地域そのものです。私たちは、困ってから救命浮き輪を投げ入れる社会ではなく、すべての人に予防のライフジャケットが配られるような安心の社会を目指したい。ライトが当たっていない人はなかったことにされやすく、見えていない自分たちの立ち位置から問わなければいけません。

子ども分野の支援は、自治体ガチャで、住んだところでまったく違います。一番の運営主体は、国や都道府県ではなく自治体ですが、自治体が地域の子どもたちと一緒に大玉おくりしていくときに、浮き輪である制度・サービスが乏しすぎると私は思います。特に生まれたとき、産前産後、保育園などを利用せず所属のない時期は寄り添って、放っておかれたり、気づいてもらえなかったりします。それは支援が豪華客船すぎて、救助が間に合わないのです。もっと小舟で救出にこぎ出す必要があります。地域の私たちは、浮輪をつくり投げ入れることはできなくても、ライフジャケットを配ることはできます。まさに予防のところを、浮輪を投げってくれる人たちと手をつないで取り組む必要性を感じています。

2023年に閣議決定された、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（は



NPO法人子育てひろば全国連絡協議会
(NPO法人せたがや子育てネット 代表理事)
理事
松田妙子

じめの100か月の育ちビジョン)は、子どもの権利と尊厳を守るのはもちろん、「安心と挑戦の循環を通してこどものウェルビーイングを高める」を掲げています。そのために、「アタッチメント(愛着)」と、土台となる「遊びと体験」が不可欠です。子どもが安心して表現してよいことを約束できる大人になっていくことが、地域の子育てのバックアップだと思います。

ビジョンには「こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す」とも書いてあります。私たちは決壊のほころびを繕い続けてきたけれども、それを上回るスピードで、地域の生活がヒリヒリしています。子どもをまんなかにして、大人たちがつながり、厚みを増すことが大事です。

びっくりする調査結果として、「悩みを誰にも相談しないと決めている」日本男性は29歳ぐらいで35%に達しています。「相談相手は誰か」という設問では、「家族・親族」が9割を超えています。つまり、相談相手はパートナーで、ほかの誰にも悩みを相談しないと決めているので、二人でやっているくしかないと思い込んでいるのが心配です。誰にも悩みを相談しないと決めている人には、相談窓口を用意するだけでなく、困る前から一緒に心配ごとを話せるような場を地域につくっていくことが大切です。

宮本 ここまでのお三方の議論に対応する国の施策のあり方について、本後さんから個人的な見解をいただき、その後、自治体の立場から阿部知事にお話をいただきます。

若い世代の描くライフデザインを考える

本後健 本日は第11回大会ですが、第2回、第3回、第4回大会は生活困窮者自立支援室長として登壇させていただきました。前職はこども家庭庁にいましたので、子ども・

子育てに関する制度改正の取り組みもご紹介したいと思います。

子ども未来戦略として、所得を増やすために、児童手当が高校生がいる世帯には1万円、第3子は3万円出るようになりました。また、切れ目なくすべての子育て世帯を支援するために、育児休業中や保育所等に通っていない家庭が通える場「こども誰でも通園制度（仮称）」を再来年から全国で始める仕組みをつくっています。先ほどの松田さんの言葉を借りると、すべての子育て世帯にライフジャケットを配り、身の丈に合ったライトや舟をつくるという施策を両方セットで取り組んでいるのが今回の見直しです。

こども家庭庁の子ども・若者の意識調査では、「今の自分自身に満足している」「今の自分が好き」と回答した比率が、諸外国に比べて日本は低いです。ただ、年次比較で見ると、5年前と比べて少し上がっています。「結婚をしている」「子どもを育てている」人の割合は5年前より減っています。

また、若い世代の描くライフデザインを考える研究会を開き、若い世代が受けた環境要因を、背景に立ち返って理解しようということで報告書にまとめました。若い世代は、元気な社会を経験していない。与えられた収入の中でどうやりくりするかを考えている。リーマンショック、東日本大震災など数々の危機を目の当たりにし、リスクとは基本的に付き合っていかなければいけないという、将来の不安に備える意識が非常に強い。社会的に正解とされる生き方がなくなり、親の世代から「結婚しないの?」「子どもはどうしたの?」と言われることに対しては、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）だという思いがある。自分なりに納得し、自分の人生に対する「解像度」を高めたいと考える世代なのではな

いか、とまとめています。

その上で、どういう生き方や見通しを立てていくのか、ライフデザインが大事になります。どんな選択肢があって、どんなサポートがあるのかという知識をどう身につけていくのか、実際に体験して得られる実感が重要ではないかと報告書にまとめてあります。これは、生活困窮者支援にとってもつながると感じました。つながりの孤立という中で相談窓口に来てみたら、「働くことに関してはこんな選択肢があるよ」とか、家計改善支援を受ける中で、「こういう生活しかできないと思っていたら、「こういう支出・収入のあり方があるよ」と伝えられることは意味があります。誰もがどこでも伴走支援を受けることができるあり方を目指していけるとよいと思います。

国・都道府県・市町村の役割を考え直す

阿部守一 生活困窮者自立支援全国ネットワークの代表理事を奥田さん、新保さんと一緒に務めさせていただくことになりました。

私の立場でいつも非常に悩ましく思うのは、限られた財源の中で優先順位をつける選択を常に迫られることです。

長野県では、例えば、子どもの医療費助成は所得制限なしでやっています。こういうナショナルミニマムになっているようなものは、ぜひ国の制度にしてもらいたいです。ずっと厚生労働省にお願いしています。子育て支援がこれだけ重要だと言われているときに、住む場所によって違っていて本当



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課長
本後 健

によいのか、国でやるべきことと自治体の独自施策でやるべきところを考えてもらう必要があります。

生活困窮者支援施策においては、市町村や県社協と一緒にあって「信州パーソナルサポート事業」に取り組んでいます。長野県の特徴は、県と市の生活就労支援センターに「まいさぼ」という同じ名前を付けて、連携・協力する体制をとっていることです。

子ども・子育て支援はどうしても市町村の役割が大きいので、県が直接というよりは市町村に交付金を出して、自由度高く取り組んでもらっています。保育料の負担軽減については、低所得者に手厚くして、第1子は半額、第2子から無償化、少し所得が高い人は支援対象を減らしています。

また、長野県では、民間有識者で立ち上げた人口戦略会議において、人口戦略を独自に策定中です。既に人口減少は始まっていて、一定程度結婚をする人や子どもを産む人が増えても、人口減少は当面止まりません。そうなると、人口減少社会に適合した社会システムをつくっていくことが必要です。そして、結婚したくなる、子どもを生みたくなる社会にしていかなければいけません。人権が尊重され、自分らしく活躍できる地域・職場を目指すことが、結果として若い人や女性が生きやすい社会になるのではないかと考えます。まだ検討中ですので、若干章立ても変えて具体化していこうと思いますが、こうした取り組みは決して行政だけではできません。県民の皆さんと一緒に、問題意識と方向性を共有しながら取り組んでいく必要があります。



長野県
知事
阿部守一

問題提起とこれから

宮本 最後に皆さんから、問題提起とコメントをいただければと思います。

周 比較的すぐ取り組みやすい施策2点にふれたいと思います。

一つ目に、子育て費用の不確実性を減らすような施策に取り組んでほしいと思います。例えば節約版の子育て、一般の子育て、ぜいたくな子育て等のさまざまなシナリオを提示して、AIによって各費用のシミュレーションができるポータルサイトができると、自分なりの子育ての費用が見積もれます。万が一自分が経済的に困ったら頼れる制度があるという見通しも立てることができ、子育てに踏み切りやすいと思います。

もう一つは、低所得層の賃上げです。宮本先生がおっしゃった三位一体の労働市場改革、その中のリスクリングのために、政府がたくさんの就業支援政策、職業訓練などの制度を提供していますが、必ずしも賃上げにつながっていません。シングルマザー向けの高等職業訓練促進給付金事業の効果を調べたところ、資格を取得できずに途中で脱退する人が15%程度いることや、資格を取得したにもかかわらず仕事に生かせなかった人がかなりの割合いることがわかっています。その原因として、資格を取得する際に職業カウンセリングを受けず、自分が住んでいる地域にそもそも仕事がないような資格を取得するケースがありました。地元の労働市場を調べて、こういう資格を持っていけば仕事につながるという就業支援が重要です。

鈴木 過剰に市場化した子育てのあり方をどう考えていくのかという全体的な議論が必要です。低所得者に手厚くと思う一方で、地域の子育てに関わる居場所や学校以外の

分科会レポート

学び・体験の機会、そもそもの教育の水準の高さを整えることで、民間事業者にお金を投じなくてもよい安心をつくっていかねばならないのではないかと思います。

求める場や教育について親とは乖離（かいり）した意識をもつ子ども・若者がいる一方、子どものうちからお金を稼ぐことに対する強固な価値がありすぎる面もあります。最低限のお金は必要ですが、お金をかけすぎない社会のあり方、価値観をどうやって子ども・若者たちはつくっていいのか、考えていかなければいけないと思います。

松田 この間、若くて頑張っているママが「都営アパートが当たった」のに、「ガスを付けなければいけなくなって6万円かかる」としょんぼりしていました。住宅施策に本腰を入れるという時にちぐはぐだなんて思っていて、横串を刺して一緒に考えるべきです。こういうエピソードは地域にたくさん転がっています。私たちはそれを自分たちで何とかしてあげたいと思ってしまっても、何とかする制度・サービスづくりにつなげないと、いつまでたってもこういう人たちが出てしまうんだなと思ったエピソードでした。皆さんとタッグを組みたいなど期待しています。

本後 皆さんの話を聞いて、セットで考えていかなければいけないとあらためて思います。

周先生のお話にあった、どうい生活方や支援があるのかという情報を伝えることは重要で、私も意識してこれから考えていきたいと思っています。

鈴木さんや松田さんのお話からは、安心と挑戦の好循環として、転ぶかもしれないけれど小さな挑戦ができるように地域で背中を押すことの大切さを感じました。そんな関係性をつくることは、困窮制度で取り

組んできましたし、安心と挑戦の好循環はあらゆる人に必要かもしれないと思いました。

阿部知事からは子ども医療費の話をしていただきました。子どもに関して大きな制度改革をしましたが、子育て、少子化、若い人たちの支援等、まだこれからだと強く感じましたので、私もそれに関わった一員としてしっかりと考えていきたいと思っています。

阿部 周さんからお話のあった子育て費用の軽減と低所得層の賃上げは、ご指摘のとおり人口減少の観点でも、生活困窮家庭を応援する観点でも重要です。長野県は来年度に向けて子育て支援を強化しようと検討しています。また、賃上げをして人手を確保しなければいけないと思う経済界の人も増えていますので、対話をしながら取り組んでいきたいと思っています。

松田さんのお話にあった横串のちぐはぐさは、国・都道府県・市町村の役割分担の最適化が求められます。また、全国知事会として、人口減少に取り組むために、縦割りを超えて全体を俯瞰して人口戦略を考える組織が必要だと要望しています。

鈴木さんのお話からは、今の画一・一斉の教育に対するアンチテーゼとして、長野県に教育移住・山村留学をする人が多いのだらうと思いました。一人ひとりの子どもに合った教育を目指して、信州型フリースクール認証制度や、野原で子どもが育つ信州型自然保育認定制度に取り組んでいますが、その延長で義務教育の本丸に踏み込みたいと思っています。

宮本 ありがとうございます。5人のパネラーの皆さんに感謝の意を表したいと思います。

分科会 1 (支援者支援)

支援者支援の必要性を考える
—愛知の実践者の語りを中心に—

分科会 2 (子ども若者支援)

改めて考える生活困窮者自立支援制度で
子ども・若者にどう支援できるのか?

分科会 3 (就労支援)

就労訓練事業を切り口に
就労支援の質を高める

分科会 4 (外国人支援)

外国にルーツのある住民とともに
—ニーズとこれからの支援

分科会 5 (自治体連携)

施策・制度に向き合う自治体職員が描く
「フォーマルな連携」づくり

分科会 6 (包括支援)

包括的支援体制における生活困窮者
自立相談支援機関の役割とは

分科会 7 (居住支援)

法改正に伴う居住支援のこれから—
『居住サポート住宅』の実現に向けて

分科会 8 (家計改善支援)

高齢者支援における家計改善支援事業が
果たすべき役割や機能を考える

分科会 9 (防災・災害対応)

包括的支援と災害ケースマネジメント
—フェーズフリーな福祉へ—

支援者支援の必要性を考える —愛知の実践者の語りを中心に—

2024年11月10日(日) 10:00~12:00

■ パネラー

一般社団法人北海道ねっとわーく
理事

佐渡 洋子

春日井市健康福祉部地域共生推進課
課長

長坂 匡哲

一般社団法人愛知県社会福祉士会 生活支援相談ほっとセンター
生活困窮者自立支援制度従事者養成研修委員会 委員

高橋 知己

半田市社会福祉協議会事務局
次長

前山 憲一

■ コメンテーター

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室 就労支援専門官

鈴木 由美

■ コーディネーター

NPO法人知多地域権利擁護支援センター
理事長

今井 友乃

日本福祉大学
学長

原田 正樹



生活困窮者のニーズは多様で、支援の幅も多岐にわたっている。求められることは地域の社会資源によっても異なるが、支援者個々にゆだねるのではなく、支援者を支援するネットワークや仕組みが重要だ。前回大会から継承し、支援者支援の必要性が全国に広がることを目指してテーマが掘り下げられた。

一般社団法人北海道ねっとわーく

北海道生活困窮者支援ネットワーク「どうねっと」は官民連携の支援者ネットワークで、2023年10月に設立した。情報交換会、情報発信、オープンチャットのほか、自主事業で初任者研修を行うなどしている。

支援者支援では一人で悩まないための場所が大事だと思っている。特に負担がかかるのが緊急時で、そこを支える仕組みも必要だ。地域づくりのスキルは中間支援に近いものがあり、それらをお互いに支え合える仕組みにできるといいのではないかと考えている。

多分野連携の課題としては、困窮者支援分野ではない人たちのメリット感や、事務局運営費の確保などがあげられる。地域の中で支援者を支援する仕組みをゼロからつくるのは

大変だが、既にやっているところがあるので、このような場をきっかけに支え合える仕組みが全国に広がっていくといいと思う。

一般社団法人愛知県社会福祉士会 生活支援相談ほっとセンター

「生活支援相談ほっとセンター」は相談支援を細々と続けながら、人材育成、自殺対策や生活困窮者自立支援制度の従事者養成研修などを行っている。研修は研修企画チームに現任の従事者が入り、原理原則にプラスして現場でリアルに困っていることを取り入れている。新任者向け研修や職種別研修でも困りごとの事例を出してもらっている。事例検討では、課題が多くどこから手を付けたらよいかわからない、本人に課題解決のモチベーションがない等を難しいと相談支援員等

が感じていることがわかった。自分の事業所で相談できればいいが、皆さん忙しいので研修の中で深められるようサポートしている。ネットワークがあって多機関・多職種の支援者がつながっても、歩調を合わせることがなかなかできない状況にあることが課題だ。職種による特徴や領域の特徴を認識した上で調整をする役割の人が必要だと感じている。

春日井市健康福祉部地域共生推進課

行政の縦割りの問題がよく言われるが、住民の生活は制度や分野で分けられていない。大切なことは、自治体職員や相談支援機関の支援者が、分野や制度を越えて、地域住民との連携・協働を含めて地域の視点で考え柔軟に対応していくことだ。

多職種・多機関連携には三つのレベルがある。マイクロレベルは個別課題を解決するチームをいかにつくるか。メゾレベルは支援機関の連携や協働、それを所属機関に還元すること。マクロレベルでは地域課題の発見、資源開発、地域のネットワークづくりから行政への政策提言などだ。個別事例の解決で終わるのではなく、問題が発生する背景や地域で共通する課題を見つけて、予防的アプローチをしていくことが必要であり、支援会議を通じて地域の多様な関係者と連携しながら包括的な支援体制をつくるのが大切である。

半田市社会福祉協議会

半田市福祉丸ごと会議「ふくまる会議」は、生活困窮者自立支援調整会議及び重層的支援体制整備事業における重層的支援会議として、月1回定期的に開いている。「支援会議」は支援困難事例の人が中心のケース会議で、「個別支援会議」から多職種連携が必要なケースが支援会議に上がってくる。本人も困っているが、支援者も困っているケースを支援会議で情報共有して支援を考える仕組みになっ

ている。

相談につながりにくいケースに気づく仕組みとしては「ふくし相談窓口」がある。居宅介護支援事業所や就労支援B型事業所、学童保育などが看板をあげてどんな相談でも受けるという仕組みだ。個々の事例検討を丁寧におこなうと、その問題の背景に社会の課題、地域課題が見えてくる。結果的に社会資源が増えていくことが、支援者の支援につながるのではないかと考えている。

まとめ

コメンテーターの鈴木由美さんから、昨年からの国の予算に研修の企画チームの立ち上げや、支援者支援の組織化の事務局費を補助する仕組みがつくられているという紹介があった。2分の1補助なので自治体を絡めながら支援者支援の必要性を現場からあげてほしいという話があった。また、支援員のバーンアウトやメンタルダウンでの離職率の高さにおいて、処遇の問題も考えていく必要があるとコメントがあった。

原田正樹さんは、生活困窮者支援での支援者支援について「従来の専門性をどう高めるかというだけではないものが求められてきている。それが各地で今いろいろな形で動き始めている」とし、以下の8点をまとめた。

1. 支援者の孤立の問題
2. 支援者のニーズとは
3. 支援者の雇用や労働環境について
4. 支援者支援のレベル感やエリア感
5. 支援者支援のための公的な役割
6. ネットワークのつくり方
7. 地域づくりやまちづくりに支援者支援のネットワークが繋がっていく可能性
8. 対象者、地域の人たちとの関わり

そして、これらを皆さんと一緒に考えながら、あらためて支援者支援について大切に深めていきたいと結んだ。

分科会
2
(子ども若者支援)

改めて考える生活困窮者自立支援制度で 子ども・若者にどう支援できるのか？

2024年11月10日(日) 10:00~12:00

■ 登壇者

公益財団法人あすのば
代表理事

小河 光治

認定NPO法人スチューデント・
サポート・フェイス 代表理事

谷口 仁史

一宮市教育委員会
スクールソーシャルワーカー

沖田 昌紀

■ コメンテーター

厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室
生活保護自立助長専門官

小野 武弘

■ コーディネーター

認定NPO法人フリースペースたまりば
事務局長/理事

鈴木 晶子



子ども・若者の貧困支援にはさまざまな関連施策や多種多様な取り組みがあり、生活困窮者自立支援制度においては、他の制度や多様な地域資源と連携する必要があるといわれてきた。本分科会では多様な立場の登壇者の知見や実践から、あらためて困窮者自立支援制度で何ができるのかを考えた。

スクールソーシャルワーカー（一宮市教育委員会）

学校のなかで、生活困窮は、服装の汚れ、集金滞納という形で表出する。また生活困窮により本人や家族がパワーを失い、それが不登校や遅刻という形で見えてくる。このとき、表出する服装の汚れや遅刻だけに目が行くことで本人や家族の「だらしなさ」というレッテルや、指導の対象となってしまう。結果、困窮が見えなくなってしまうと考える。

スクールソーシャルワーカーが関わった子どものなかで、本人が「人の役に立ちたい」と言ってくれたことから、子ども食堂のボランティアに携わったケースがある。そこでの経験が本人を変容させ、本人の変化が学校や家庭を変えることにもつながった。生活困窮支援は制度につないでお金の援助をするだけ

でなく、場の力、経験も大事であることをこのケースを通して考えた。

スクールソーシャルワーカーは、行動や表出された課題の裏にある、生活困窮という課題を見据え、その改善を目指すこと、生活困窮によって剥奪されたパワーを再び取り戻すことができるような働きかけを、子どもと子どもを取り巻くみんなと取り組んでいく。

認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス

佐賀県でアウトリーチを基軸に、社会的孤立に係る相談サービスのワンストップ化を進めている。子ども・若者育成支援推進法、生活困窮者自立支援事業に係るセンターや支援機関などと、当法人が受け皿となることによって一元化を図り、多職種連携・多機関連携を行える支援機能の強化を図っている。

アウトリーチは、徹底的に事前準備をする。過去に専門家や機関の関与を受けていてもうまくいっていないことがあり、そうしたことを聞いて、同じ轍は踏まないように関わる必要がある。そのためにも情報共有の仕組みを整える必要がある。

生活困窮者自立支援事業は社会的孤立に着眼し法改正の中に明記されたことに大きな意味がある。アウトリーチと伴走型支援から見えてくるものは今の社会の課題で、当事者がどう解決すべきかのヒントを与えてくれる。

佐賀には東京などから規模の大きいNPOが誘致されてきている。地元にとっては脅威になりうるが、車やスマートフォンなどの貸し出し、家計改善に自立支援を並行して行える枠組みなど、連携協定の締結により、「協働」できる仕組みに変えることで、さまざまな機関や団体との協働がスケールメリットを生む。現場の工夫でお金をかけなくてもできる部分があるし、お金が必要であればクラウドファンディングなども活用しながら行うことができる。そうした連携が、よりよい地域づくりにもつながるだろう。

公益財団法人あすのば

当団体は国や議員に対して、公助によって子どもの貧困をなくす制度の拡充を働きかけている。全国キャラバンやブロックごとのフォーラム事業を行い、地域の皆さんと子どもたちの課題を考え、それを永田町や霞が関に提言している。直接的な支援としては、入学・新生活を迎える人への応援給付金事業や、子どもたちへのキャンプの開催を実施しており、能登地震で被災した子どもたちへの給付金事業を行っている。

「子どもの貧困対策推進法」が「こどもの貧困解消法」に変わり、より具体的な目的が明記され、基本理念の中に「将来のこどもの貧困を防ぐ」という予防的な部分が入った。

居場所について、子どもへの学習生活支援が、こども家庭庁と文部科学省でそれぞれいくつかの事業がある。こうしたものをできる限り一本化した子ども版のデイケアセンターをつくる必要があるのではないだろうか。

すべての子どもたちに光を与え、社会が支えなければいけないが、さらに支援が必要な子どもたちには、より手厚い給付が必要ではないか。居場所と金銭的な支援の両面が大切だと考えている。

まとめ

コメンテーターの小野武弘さんから、今年4月に成立した「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」のうち生活保護制度に関する説明があった。今回の改正では、居住支援の強化、子どもの貧困への対応、支援関係機関の連携強化の柱がある。子どもへの支援として1点目は、「子どもの進路選択支援事業」の法定化であり、訪問等により学習・生活環境等の改善等に関する情報提供や助言を行い、本人の希望を踏まえた進路選択を支援する。2点目は、子どもが高等学校等を卒業する際に支給される給付金に関し、これまでの進学する子どもへの支給に加え、就職をする子どもにも支給が開始されたと説明があった。

さらに、今回新たに法定化された事業を進めていくのはもちろん、改正法では施行後5年を目途に施行状況を踏まえた見直し規定があり、今日参加している皆さんのご意見も伺いながら、今後の業務にあたっていきたいとお話があった。

コーディネーターの鈴木晶子さんは、生活困窮者自立支援制度、学習・生活支援事業、創意工夫などに言及し、自立相談支援事業の中できちんと世帯全体を見て、そこから必要なことを創造的に作り地域づくりをしていくことも大きな役割であると締めくくった。

就労訓練事業を切り口に 就労支援の質を高める

2024年11月10日(日) 10:00~12:00

■ 登壇者

一般社団法人釧路社会的企業創造協議会
代表理事

榎部 武俊

社会福祉法人藤里町社会福祉協議会
会長

菊池 まゆみ

認定NPO法人ユースポート横浜 理事

津田 容子

■ コーディネーター

大阪公立大学大学院都市経営研究科 准教授

五石 敬路

NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば
理事長

池田 徹



就労訓練事業だけでなく、就労支援、就労準備、就労訓練も含めて一体的な議論を行った。福祉的視点と労働的視点の融合や制度の狭間にいる人たちへの対応、地域の資源や環境を含めた尊厳ある働き方の実現など、事例の紹介をまじえながら多角的な観点から就労支援のあり方を話し合った。

認定 NPO 法人ユースポート横浜

2014年8月より「横浜市就労訓練事業支援センター」というコーディネート機関を受託・運営し、自立相談支援機関と認定就労訓練事業所との間に入って調整を行っている。横浜市の認定事業所は79あり、訓練希望者と事業所とのマッチング、区役所・事業所へのサポートのほか、アセスメントシートの作成、就労訓練事業交流会の開催などを行う。交流会は事業所と区役所、市担当者が事業の意義理解を深め、地域の支援体制の構築につながっている。

就労訓練の最大の強みは、実際の職場での体験である。就労に向けた自己理解、働くイメージをもつことが可能になる。その調整に第三者機関が入ることで、訓練者の利益と事業所のメリットのどちらかに偏りすぎることなく、双方によりよい訓練実施に寄与することができる。

訓練者は、生活困窮の窓口利用者と生活保護の受給者で、就労経験がある人もない人もいる。訓練の成果として、就労促進のみでなくアセスメントの機会や障害福祉サービスなど他の進路を優先したほうがよいなど現状への気付きにつながることもある。

ひきこもり支援や生活困窮支援ともまた異なる「就労支援」だからこそその利用しやすさ、動機づけにも影響すると考える。

社会福祉法人藤里町社会福祉協議会

2010年に引きこもり者、長期不就労者、在宅障害者等支援事業を始め、拠点の「こみっと」は多機能施設の認定を取った。

相談員が訪問して引きこもり者に外に出してもらうのは大変な作業だ。私たちはつながり続けられる仕組みが必要だと感じていて、情報提供にこだわった。いろいろな支援事業を

用意していて、どんな形で来てもいいという情報を提供している。情報を受け取って「福祉の世話になる気はない」と言っていた人の中に、求職者支援事業ならやりたいと言う人たちがいた。最初は昼夜逆転を直してからなどのステップアップ構想を描いていたが、一般の人と一緒に受講することで研修期間中にどんどん変わっていき、就職した人が多かった。就労支援は本人にとってもモチベーションが上がるものだと思う。

職員のできる範囲とか、事業所ができる範囲でという考え方では狭いので、地域のいろいろな事業を上手に取り込むことができればいいのではないかと。ご本人が選べる選択肢が複数地域にあるという状態のほうが、若者がもう一度夢を持てる時代になるのではないかと。皆さんも「活躍支援」という言葉でやっていただければ楽しいのではと思っています。

一般社団法人釧路社会的企業創造協議会

2004年に国の審議会等で「三つの自立」が言われ、2005年度に実施機関は自立支援プログラムを持つように通達が出された。

自立支援プログラムモデル事業で、ヘルパーが忙しいときに保護を受けている母子家庭のお母さんが高齢者の話し相手をするというモデル事業を行った。そのお母さんは褒められて嬉しかったという。地域にこういう場をつくったことで、皆さんの自己肯定感が上がってきた。一般就労だけではなく、地域での活動などの取り組みを組み合わせるのが釧路モデルの最大の特徴だと思う。

運営するなかから、当事者同士の参加によって「場」をどうやってつくっていくかということが大事だと感じている。

国の三つの自立の概念について、実際には地方自治体、実施機関での理解に差が出ている。エンパワーメントの観点に立った積極的な自立論があってもいいのではないかと。その

中には生活保護を受けながらの自立もあると理解している。広い意味での分け隔てのない社会参加をよりよく考えるべきだし、そのための社会の障壁があるならば、われわれは頑張って取り除いていく努力を、地域の人たちと力を合わせてやっていくことこそ大事だと思っている。

まとめ

この分科会の課題として、支援利用の低調から始まり、従来の支援アプローチに限界があるのではないかと指摘があった。議論のなかで菊池まゆみさんから「活躍」という言葉があり、就労ではなく「活躍の場」をつくるために地域の資源を活用するという話があった。五石敬路さんから、「それによって参加者の尊厳、自分に対する評価を高められるのではないかと。支援者側が決めたシステム、制度に基づいて支援を個別に当てはめるのではなく、地域の人たちを巻き込みながら個々人に合う支援の場を提供していくことが大事ではないか」とコメントがあった。

池田徹さんからは、厚生労働省が2025年度から行うモデル事業は、今の自立相談支援の就労支援、就労準備支援、認定就労訓練の三つを一体化した総合就労支援とするものであり、労働行政とつなぐ出発点になるのではないかと紹介があった。

そのモデル事業の説明として、ダイバーシティ就労支援機構の村木太郎さんより、就労困難を抱えている人たちを支援する仕組み「WORK! DIVERSITY プロジェクト」の説明があった。生活困難者の支援と違う点は、就労支援に特化しており、経済的困難だけではなく、引きこもり、難病、刑余者などいろいろな背景を持つ人が対象で、福祉だけではなく労働政策との連携がポイントであるとの話があった。

外国にルーツのある住民とともに ニーズとこれからの支援

2024年11月10日(日) 10:00~12:00

■ 登壇者

公益社団法人トレイディングケア
代表理事

カトリック札幌司教区難民移住移動者委員会

NPO法人北関東医療相談会
理事

■ コーディネーター

北海道大学公共政策大学院
教授

新美 純子

西 千津

大澤 優真

池 炫周 直美

■ 司会進行

北九州多言語図書館
代表理事

新田 隆充



2024年6月現在、日本にいる外国人は358万8,956人で人口割合は2.8%。外国人の支援は、在留資格など専門的な知識が求められ、対応には地域差もある。労働者としてのみではなく、地域の生活者として受け入れる姿勢が重要であり、さまざまな課題にどのように対処していくのかを含めた議論がされた。

カトリック札幌司教区難民移住移動者委員会 NPO法人移住者と連帯する全国ネットワーク

日本カトリック難民移住移動者委員会は、国内にいる難民、移住者、移動者を対象にしている。NPO法人移住者と連帯する全国ネットワーク、通称「移住連」では「つくる、つながる、伝える」をモットーに活動している。当事者の課題は、在留資格に関する入管法の問題や労働の問題のほか、医療、教育、差別、貧困などの問題が絡まって複雑化・複合化している。支援者の課題としては、支援に時間がかかることや、ボランティア頼みの支援の限界、支援者の空白地域などがある。

支援活動のなかで、病気や事故、高齢化によって働くことが難しくなったときに、病院の手続きや申請書の記入ができない、医療費の支払い

などの事例が見えてきた。これは生活困窮者と似たような課題ではないかと思う。

生活困窮者自立支援制度に関して、2023年11月の省庁交渉の場で生活困窮者自立支援室の方から「国籍条項や在留資格に関する要件は設けていない。非正規滞在者もその対象としている」ことが確認された。しかし、札幌市では対応していない。対応している自治体もあり、対応の違いは何かと感じている。

外国人との共生社会を考えたとき、外国人も地域住民であるという視点に立っていただけたらと思っている。各自治体の外国人相談窓口との連携をお願いしたいし、いろいろな外国人支援の団体もあるので協働してほしい。

NPO法人北関東医療相談会 一般社団法人つくろい東京ファンド

生活困窮者支援の窓口から民間の支援団体に、難民や仮放免、生活保護を利用できない外国人の相談が増えている。問題はこうした外国籍の人たちの存在が生活困窮者支援の窓口で知られていないことや、難民や仮放免の人たちが使える制度が知られていないこと、利用できる制度が極めて制限的であることだ。

世界の状況として、今年の難民は1億2000万人になった。特徴的なのは40%が18歳未満の子どもということ。日本では2023年には1万4000人の難民申請者が来た。日本では難民が使える公的資源はほぼない。結果として多くの人が路上生活になり、その中に子どもや妊婦もいる。

難民申請をしても、日本の現状では96.2%が却下される。難民申請が却下されても帰国できず入管施設に収容されている人が、病気など事情がある場合に一時的に外に出ることを仮放免という。仮放免者は働いてはいけな、ほとんど社会保障がないので生活に困っても何もできない。

国連からも2022年に「仮放免者は深刻な状況だから必要な支援と就労を認めるように」との勧告が出ているが、現在も仮放免の人たちは困り続けている状況にある。

公益社団法人トレイディングケア

愛知県の調査で、日本人と仲よくしたいと答えた日本に住む外国人は70%以上いる。外国人の多くは日本の社会に入りたい、仲間になりたいという気持ちを持っている。

「ダイバーシティ&インクルージョン」は、変化の激しい昨今の時代を生き抜くため必要な考え方として注目されている。私たちは「高浜市多文化共生コミュニティセンターつなぐ」を高浜市と一緒に開設し、業務委託という形で運営している。多文化共生は地域共生だと思っている。平常時につながってお

くことが非常時に力を発揮する。日々積み重ねていくと問題が起こらないし、震災などでもすぐに声がかかけ合える。私たちは日々声をかけ合えるように「バディ」という考えを持っている。

いろいろなしかけの一つに、地域の高齢者と小学生と外国の人を一組にしてスタンプラリーを行っている。高齢者は地域のことを教えてくれ、一緒に町を歩くことで地域の人が見ていてくれる。外国の人と一緒に地域の中に入っていることを地域の人に見せていくことが大事だと思っている。

大切なポイントは、日本人主体だけではうまくいかない、外国の人がどう考えているか意見を聞いて、新しい形の多文化共生の形を模索することである。

まとめ

外国人の問題は、働く機会というだけではなく、コミュニティの一員であるのに、地域の人たちに生活者として共有できていない部分があるのではないかと。難民に関しても理解がされていない制度になっている。こうしたことを踏まえ、コーディネーターの池炫周直美さんが、労働に関すること、外国人を助けること、自己責任論とダイバーシティ&インクルージョンなどの相性、パネラーの実践がほかの地域でも適応できるかなどの共通する課題をあげて討論した。

最後に池炫周直美さんが、「この大会で外国にルーツを持つ方々というテーマで分科会をすることは初めてで、大変有意義な時間だった。私が日本に来たばかりの20年前から日本は変わったと思うが、少しずつしか変わらないので、こういった会合をもっと持って、少しでも暮らしやすい社会をつくっていければいいと思っている」と結んだ。

施策・制度に向き合う自治体職員が描く「フォーマルな連携」づくり

2024年11月10日(日):10:00~12:00

■ パネラー

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 課長 **平井 恭順**

大牟田市都市整備部建築住宅課 課長 **櫻木 慎二**

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター 顧問 **伊藤 明子**

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED) 障害者職業総合センター 副統括研究員 **春名 由一郎**

■ コーディネーター

一般社団法人北海道総合研究調査会(HIT) 調査部長・東京事務所長 **切通 堅太郎**

A'ワーク創造館 副館長 **西岡 正次**



「雇用・労働と福祉の連携」「住宅と福祉の連携」など、従来タテ割りとは指摘されてきた施策や取り組みの連携、また拡大・多様化するニーズに対応しきれない各施策の補完性を高めるために何が必要か?話題になっている。生活保障の新しいテーマである居住支援(福岡県大牟田市)と就労支援(神奈川県川崎市)の事例をもとに議論した。

就労支援:「働けない」とされてきた就労ニーズの見える化に挑戦(神奈川県川崎市)

川崎市の超短時間雇用プロジェクトは、週20時間以上の仕事と就労ニーズを開拓・仲介する現行の障害者雇用率制度では見えなかった20時間未満の働き方、特に10時間未満の雇用をつくり、従来「働けない」とされてきた人とニーズに対応した仕事と働き方を見える化した(注1)。雇用率の対象とならない中小企業や商店への担当係長のアプローチ(インフォーマルな連携)、超短時間求人の可能性の見える化を契機に、担当部署による企業アプローチの試行事業を経て、企業との関係づくりの本格的展開と超短時間雇用求人の開拓・仲介する仕組み=企業応援センター(委託)整備へと進む(平井)。潜在

化していた就労ニーズは同センターと多様な支援機関との連携(就労移行事業所や地活センター、デイケア、生活困窮者自立相談支援機関等)を通じて雇用となり、フォーマルな連携(新たな役割分担)が伸張していく。福祉が主導する企業アプローチが、福祉分野の連携のみならず地域の雇用労働施策を補完し、タテ割り状態の部署をつなぎ始めている。超短時間の仕事と働き方を開発・提供するという新しいサービスの「創造のための連携であって、連携のための連携となっていない」(春名)ことがよくわかる。

居住支援:住宅確保要配慮者の多様なニーズに向き合うことから(福岡県大牟田市)

「福祉と住宅の連携」も簡単に進みそうにない。我が国の住宅政策は公営住宅法等によ

る住宅(ハコ)の供給・管理から、住生活の創造や住宅確保要配慮者の支援などの「ヒト」ベースにした制度に転換して、自治体には居住支援という新しい役割が期待されている(注2)。支援対象である「住宅確保要配慮者」は拡大し、住まい(ハコ)と住まい方(日常生活・社会生活・職業生活等を支える)のニーズも複雑になり包括的な居住支援サービスの模索が始まっている。公営住宅をめぐる新たな取り組み(入居支援と生活支援の一体的実施等)をはじめ福祉担当部署と住宅担当部署の関係づくり(空き家の改修・活用を検討するワークショップ等)、さらに民間賃貸住宅等の空き家活用を補完する居住支援協議会や居住支援法人(フォーマルな連携)の整備が進められ、入居前から入居中・入居後に及ぶ多様な支援サービスが話題になっている(櫻木)(注3)。先の就労支援の場合と同様に、居住支援においても改めて支援対象やニーズの定義から、具体的なサービスモデルの開発、対象者を捕捉する仕組みづくり、さらに地域づくりなどを展望する途上にある。基礎自治体が多様な居住支援サービスを開発、推進する上で、福祉と住宅の連携はどのように進むのか。

住宅担当部署がフォーマルな連携をめざす場合、「担当してきた制度や施策がもつ淵源(例えば住宅政策は戦後公営住宅法か厚生住宅法かの議論の末、「ハコ」の供給・管理を重視する制度となった)に根差すリスク(分担が難しい役割等)に留意しないと有効な連携は実現しない」(伊藤)。「例えば公営住宅を目的外利用にするリスクには対応できるが、その住宅を利用してどのような住まい方(居住生活や社会生活等の改善や形成)を支援するかというリスクを取る(役割分担)ことは難しい。今までにないサービスの開発や利用促進をめざす連携は「誰(どこ)がその強みを活かしてリスクを取る(役割分担す

る)のかが重要になる」(伊藤)。また住宅政策では「どちらかと言えば、これまで都道府県の役割が大きく資源も多く持っている」(伊藤)ことも考慮する必要がある。一方、新しいサービスの利用者(支援対象)を捕捉するリスクを取り得る部署や機関は「どこか?」、さらに住まい資源や地域経済の事情なども「住宅と福祉の連携」のあり方を左右する。

まとめ

キーパーソンに注目するインフォーマルな連携だけでなく、フォーマルな連携が欠かせない就労支援や居住支援では、国等は大きな制度の整備のほか自治体や地域が主体的に連携を構築する過程に関与するコンサルテーションも課題になる。法定事業で見られる「提供サービスの規定と手引きの提示、人材配置の補助」といったサポートに加えて、地域ベースのフォーマルな連携の創造、多様なニーズの補足や支援サービスの開発・調整などと、それら取り組みの実装プロセスを促進する、例えば「米国のVision Questという共同意思決定等(他機関連携のため)の取り組みは9か月かけて専門家が自治体にあった連携づくりを現場でサポートする」(春名)(注4)といったことも考えられる。(文:西岡正次)

注1 「やさしい雇用へのアプローチ」2019年3月川崎市 <https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000093182.html>

超短時間雇用モデル 東京大学先端技術科学研究センター https://www.u-tokyo.ac.jp/focus/ja/features/z0508_00009.html

注2 居住支援サービスの開発等に関わる次期「住生活基本計画」の検討が来年度から始まります

注3 大牟田市の取り組みは「福祉と住宅をつなぐ」牧嶋誠吾著 2021年6月参照

注4 「諸外国の職業リハビリテーション制度・サービスの動向に関する調査研究」障害者職業総合センター 2023年3月

包括的支援体制における生活困窮者 自立相談支援機関の役割とは

2024年11月10日(日) 13:00~15:00

■ パネラー

函館市保健福祉部地域包括ケア推進課福祉拠点担当 主査 **建部 勝自**
社会福祉法人日向市社会福祉協議会 事務局次長 **松永 茂晃**

■ コメンテーター

日本福祉大学社会福祉学部 教授 **川島 ゆり子**

■ コーディネーター

全国社会福祉協議会地域福祉部 部長 **高橋 良太**



包括的支援体制では、さまざまな機関が関わりながら幅広い相談を受け、断ることなく対応するとともに、地域づくりを進めている。函館市と日向市の取組みから、連携・協働する支援体制のあり方を探った。

函館市 保健福祉部地域包括ケア推進課

函館市では2022年度から生活困窮者自立支援制度を10か所の包括支援センターに委託をし、進めている。生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関を高齢部門と併設して、身近な相談機関としている。包括支援センターの高齢部門と自立相談支援機関の職員が連携して高齢世帯の支援に入ることができているのは利点だ。委託後は就労支援や引きこもりに関する相談が増加した。市民が身近な窓口で相談しやすくなったためだろう。

福祉拠点担当の職員は繰り返し地域包括支援センターを訪問し、支援調整会議を開催する。包括職員から相談者が抱える問題を聞き取り、助言をしている。他の包括職員を交

えた会議を行うこともある。生活保護担当課の査察指導員やケースワーカーとの連携のため、他の課の職員も交えてコミュニケーションを図っている。この取り組みは今後の連携に活かすことができそうだ。地域住民への知名度向上のための広報活動も行なっている。

地域包括支援センターは高齢者支援を担っているため、民生委員や町会などと関係構築ができており、委託先として適していると考えられた。一方で、高齢福祉部門出身の支援員が多く、高齢者支援のノウハウにこだわることもあり、もう少し柔軟性が求められる。

力を入れて取り組んでいるのは包括職員へのOJTだ。支援に対する困難さが増している印象があり、包括の職員任せではいけないと感じている。地域包括支援センターが困難事例の投げ込み先になってしまわないように

すべき。関係機関同士それぞれが当事者意識をもつべきで、その時代の制度の変革に対応しながら走り続けなければならない。

日向市社会福祉協議会

日向市では、自立相談支援機関の取り組みとして、2014年12月から日向市生活相談・支援センター「心から(ここから)」を設置している。もともと生活上のあらゆる心配事の相談に応じる相談所を置いていたが、その延長線上で困窮の事業も社会福祉協議会が行なっている。

重層的支援体制整備事業については、2018年のモデル事業から社会福祉協議会が担っている。重層的支援体制整備事業が始まってからは、包括的相談支援機関が解決できない困難事例を行政の担当課に上げて、それを社会福祉協議会が多機関協働支援事業として重層支援会議をする複雑な流れになった。諸機関と連携を進めていた中で、この複雑な仕組みに疑問を感じることもあった。

一方で、日向市社会福祉協議会では生活困窮者支援も重層的支援体制整備事業も社会福祉協議会が行うべきというスタンスだ。なぜなら、地域の中で生活課題を抱えている人に対して地域住民一人ひとりが関心を持ち、地域のつながりを再構築していく機能をもつことを目標にしているからだ。

体系的な話としては、困窮の自立支援相談機関が相談を受け支援をしていく中で、同じニーズを抱える人が地域に大勢いるのではないかとことや、そうした人が地域に多くいるときにそれを支える地域の仕組みが必要ではないかと地域福祉課や地域支援部門の職員と協議する場をつくっている。

一方で地域福祉課は、関係機関や地域・行政に対して支援者の育成やネットワークの構築を行う。そうしたネットワークや支援者を

活用して新たなサービスを開発することを目指している。

重層で、個別支援部門は相談支援を行い、そこから生まれた個別のニーズから地域の課題を抽出し、地域づくりに繋げるということを自立相談支援機関が行なっている。地域がつくった新たなサービスを利用して支援する循環をつくるのが日向市社協が目指す取り組みだ。

自立相談支援機関の相談支援員は広く相談者の世帯全体や住んでいる地域の全体像を捉え、その時々さまざまな機関や人と連携・協働しながら支援するのが理想だ。包括的相談支援体制では個を地域で支える援助と個を支える地域をつくる援助を一体的に行うというイメージを共有すべきだ。

まとめ

川島ゆり子さんは、各自治体がそれぞれの積み重ねや地域特性をもとに工夫を重ね、それぞれにとって最もよい制度がつけられていると語った。包括支援にあたっては、さまざまな分野の人々がともに考え、相談者一人ひとりの困りごとや悩みを受け止めてチームであたっていくことが大事だとコメントした。

高橋良太さんは、函館市や日向市の事例をそのまま他の自治体に当てはめるのではなく、それぞれの地域で将来の相談支援体制、包括的支援体制を考えていくべきだとまとめた。

法改正に伴う居住支援のこれから— 『居住サポート住宅』の実現に向けて

2024年11月10日(日) 13:00～15:00

■ パネラー

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室 室長

南 孝徳

国土交通省住宅局安心居住推進課
課長

津曲 共和

法務省保護局更生保護振興課地域連携・
社会復帰支援室 法務専門官

梶山 陽子

大阪府都市整備部住宅建築局居住企画課
住宅施策推進グループ 技師

林 内輔

追手門学院大学
准教授

葛西 リサ

NPO法人ワンファミリー仙台
地域福祉課長

佐藤 岳彦

■ コーディネーター

NPO法人やどかりプラス
理事長

芝田 淳

認定NPO法人抱樸 理事長
一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 共同代表

奥田 知志



昨今の制度改正では居住支援の強化が進められている。居住支援ではどのようなことが求められているのかを3省の取り組みとともに明らかにした。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室

今回の法改正の大きなポイントは居住支援の強化だ。入居前から退去時までの一連の支援を行う体制を作ることを念頭に置いている。自立相談支援事業の中では居住支援を行うことを明記している。

改正後は自立相談支援機関の相談員がアセスメントからプランの作成、実行、モニタリングなどを行う。生活困窮者の支援を充実させ、地域の活性化や孤独死の防止にも事業を活用するほか、地域のニーズの把握に努めてほしい。居住支援法と生活困窮者自立支援制度の各事業が連携に努めることも規定された。各自治体においても健康福祉部と住宅部

局の連携に努めてほしい。

国土交通省住宅局安心居住推進課

民間賃貸住宅の供給で大家や管理会社が困っていることをリサーチしたところ、要配慮者の入居に対する拒否感があった。その中でアパートを貸しやすくなるような制度的な対処や、安心して賃貸借契約を結べるようなサービスの観点から法改正を行なった。

今回の制度改正では、大家と要配慮者の双方が賃貸住宅を安心して利用できる環境の整備という点、安否確認や見守りなどをセットにした民間賃貸住宅の供給の点、住宅と福祉が連携した居住支援体制をつくっていくという点が含まれる。

さまざまなレベルでの連携を進めることで、各自治体における課題の共有や必要なりソースの相互的な提供を目指していきたい。

法務省保護局更生保護振興課地域連携・ 社会復帰支援室

法務省保護局では犯罪をした人たちの地域社会の中での立ち直りに向けた処遇を実施している。住居がない者は比較的再犯率が高い中で、出所者に対する居住支援は重要だ。

刑務所出所者は住宅セーフティネット制度上は住宅確保要配慮者に位置付けられる。居住支援法人や居住支援協議会との連携が有効だ。地域に支援をバトンタッチしたのちも一定期間伴走・並走できる取り組みを進めている。

刑務所出所者への居住支援のあり方について、支援の難しさはどのような点にあるのか等、調査研究で明らかにしたい。

追手門学院大学 葛西准教授

公営住宅では住宅に困る人の住宅を賄いきれていないので、民間賃貸住宅で暮らす人もいる。不動産業者は困っている人に貸しづらく、施策的なものが必要だ。

1990年代後半に増大した非正規雇用者にとって持ち家の購入は難しい。単身化も相まって、賃貸依存が進んだ。低所得者が持ち家を持たず高齢期に入る事例も憂慮される。

今回の制度改正の計画を見て、当事者が置き去りにされているように感じた。厚労省と国交省の共管が始まったが、今後どのように連携するべきか工夫していく段階だ。

NPO 法人ワンファミリー仙台

ワンファミリー仙台は無料低額宿泊所（無低）の運営などから始め、一時支援事業を受託して居場所の支援を行ってきた。非常時のサポートにより入居者に安心感を感じて

もらう取り組みをしている。一つは地震が起きた時、もう一つは入居者からの電話相談で#7119の一步手前のような役割を果たしている。

居住支援というのは住まいを提供すればよいということではない。社会自立した人も含めてSOSを出してもらえるような関係性が保てるようにしている。

無低入居後も、福祉サービスなどを利用しながら地域の中で暮らしていけるライフプランの提案と調整を実践している。

大阪府都市整備部住宅建築局居住企画課

府内の自治体の居住支援協議会の特徴は、居住支援法人が事務局を担う点だ。協議会の設立途上の市町村については、直接法人を頼るしかない状況が見られる。大阪府では、協議会を設立しようとする法人の活動に対して補助金事業を実施しており、自治体担当者との議論の機会の場を設けたりするなどの効果がある。大阪府の協議会では、住まい探し相談の窓口を設けたり、要配慮者の相談に積極的に協力してもらえる不動産仲介業者を協力店として登録したり、公的賃貸やサ高住を横断的に検索できるシステムを独自に開発している。協議会設立の検討では、それぞれが協議会はなぜ必要なのか、協議会で何をするのかを早くから話し合うことが必要だ。

まとめ

芝田淳さんは、行政や民間それぞれで連携を進めていくことが大切だと語り、地方公共団体の取り組みが重要だと指摘した。奥田知志さんは、生困法と住宅セーフティネット法が共管になった今、自治体が福祉部門と住宅部門などで連携を進めていくことが大切だと語った。

高齢者支援における家計改善支援事業が果たすべき役割や機能を考える

2024年11月10日(日)13:00~15:00

■ ミニ講演

慶應義塾大学経済学部
教授

駒村 康平

■ パネラー

内閣官房参与(社会保障、人口問題、地方創生)
内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局 総括事務局長

山崎 史郎

明治学院大学社会学部社会学部社会学部
教授

新保 美香

上智大学総合人間科学部社会学部社会学部
准教授

籙木 奈津子

グリーンコープ生活協同組合連合会生活再生事業推進室
室長

行岡 みち子

■ 事例発表者

名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター金山 塚本 淑恵
家計改善支援員

社会福祉法人グリーンコープ熊本
家計改善支援事業所 家計改善支援員

高濱 千夏

■ コーディネーター

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
理事

生水 裕美



家計改善の現場で高齢者からの相談が増え、厚生労働省の地域共生社会の在り方検討会議でも単身高齢者の課題を検討している現状を踏まえ、高齢者に焦点を当て家計改善支援の今後の可能性を議論した。

慶應義塾大学経済学部 駒村 教授

加齢による認知機能の低下は避け難く、そのことは金銭管理や経済取引、消費活動に大きく影響を与える。

軽度の認知障害が金銭管理に及ぼす課題について世間の認識は低い。将来、軽度・認知症の方の金融融資は約250兆円になると推測され、悪人には宝の山になることは容易に想像がつく。欧米では、彼らを脆弱な顧客・消費者という概念のもと金融機関が守る義務を負っている。これに対し、日本の対応はまだまだ遅れている。

我が国では、老後を見据え貯蓄するものの認知機能の低下で使う機会を失った貯えが特殊詐欺の温床となる。この金をいかに使わせるかといった犯罪テクニックは年々高度化する

一方、孤独・孤立が周囲に相談する機会を奪い、認知機能をも下げることで増々被害リスクを高めていく。

我々研究チームはこの状況を社会全体の問題として捉え、海外の政策などを紹介しながら日本の制度・政策を見直すべく取り組んでいる。

名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター金山

高齢者の家計改善支援は、これ以上収入を増やすことが難しいケースが多い。それでも、相談者が充実感、納得感を感じられる支援が必要となるため、支出見直しの具体的なメリットや、デイサービス、社会経験を活かした地域ボランティアなど、充実した日常生活の提案を心がけている。

また、高齢者支援という点においては、相談者にもとよりある脆弱性に加え、加齢という脆弱性が加わることで、課題や解決方法が多様化している場合が多く、支援者には適切な連携や豊富な知識による幅広い対応が求められる。

そして、支援者は相談者がどのような自立を目標としているかを共に確認する姿勢が必要と考える。すべて自分で行うことだけが自立ではなく、適切な支援を受けながら、それぞれの場所で暮らすことも自立の一つとして捉え、相談者に応じた意欲喚起を通じて、地域社会との調和を含む自立を支援している。

社会福祉法人グリーンコープ熊本 家計改善支援事業所

テレビ通販の定期購入の支払いが負担で、年金だけでは生活費が不足する80代一人暮らしの男性の事例から見えてきたのは、妻に先立たれた孤独感ゆえの購買行動だった。話し相手がない寂しさから、会話目的で通販会社のオペレーターに電話を重ね、不必要な契約を結び、支払い超過に陥り、金の無心を続けた家族との関係性も悪化させた。

自立相談支援員、地域包括支援員とともに自宅訪問し、年金の範囲内で生活したいという本人の希望のもと、定期購入や通信機器の解約を進め、年金支給日に生活費を袋分けして生活費の削減を試みたが上手くいかなかった。妻がしてくれていたように、支払いや生活費を管理してもらえると安心して生活できると本人が理解され、日常生活支援事業の利用につながった。今回の支援で家計状況を見える化したことで、離れて暮らす家族も把握することができ、次男からの支援を得て滞納分を解消、家族関係も改善に向かった。

まとめ

2件の発表を受け、生水裕美さんの進行で

家計改善支援の本質や今後の展開などについて、出席者からの発言を交えながら意見交換した。

籙木奈津子さんは、孤独や人との関係性が判断能力低下に大きく影響を及ぼすとの見解から「家計改善支援者は相談者の孤独・孤立と向き合うために、家計の観点からアプローチすることも重要だと考える。地域で孤立する潜在的な相談者に対して、家計改善支援員はどのようにアウトリーチしていけばよいかという観点も大事にしていきたい」と提起した。

山崎史郎さんは家計の破綻は引いては生活破綻を招くとし、その予防策として「家計の教育を順次推し進めるべき。現在はマネープランやお金の運用などの金融教育が中心だが、その前にお金をどうキープするのかを教える必要があり、家計で破綻をきたさない予防支援が家計改善支援の発展系なのだと考え、現在この取り組みに着手している」と述べた。

行岡みち子さんは、「高齢者が人生を豊かに生活するには、地域の中に居場所が必要。その中で、家計改善支援員が家計という視点からいろいろと気づいて、社会と繋いでいく役割はとても大きい」と述べた。また若い世代に対しては「一生懸命に生きることはどうゆうことか、その中にはお金の使い方も含まれているのだ、ということの理解を深めてほしい」と語った。

新保美香さんは「お金の困りごとの背景には孤独が占める割合が大きいことが事例発表でよく理解できた。家計が順調に進むよう導くだけが家計改善支援ではなく、本質的な寂しさをどう克服するか、どう生きていくのかを支えることこそが、本来意味での支援となる。今は、本当の意味での家計改善を広げる正念場。人との連携でこの取り組みを広げよう」と締めくくった。

包括的支援と災害ケースマネジメント —フェーズフリーな福祉へ—

2024年11月10日(日) 13:00~15:00

■ パネラー

宇和島市保健福祉部高齢者福祉課
課長兼地域包括支援センター 所長

岩村 正裕

岡崎市福祉部ふくし相談課
課長

齊藤 哲也

NPO法人ジャパン・プラットフォーム
プログラムオフィサー

瀧田 真理

NPO法人ワンファミリー仙台
理事長

立岡 学

■ コメンテーター

早稲田大学法学学術院
教授

菊池 馨実

■ コーディネーター

大阪公立大学大学院文学研究科
准教授

菅野 拓



分科会9では、災害大国・日本において被災者支援が戦前と戦後でほぼ変わっていない現状を憂い、平時だけでなく災害、緊急時にも役立つようデザインする「フェーズフリー」をヒントに、被災者支援をどう実効的なものにすべきか議論した。

宇和島市保健福祉部

平成30年西日本豪雨の災害時支援で、地域は互助力に頼らざるを得ないことを痛感した。また、互助から共助の流れに伴い専門職のスキルも求められる。障害者や妊婦など人々を支えるため普段から寄り添う専門職が、初動から動くことができれば大きな力になる。支援者情報の有無で被災者のその後の人生が大きく変わる。

災害後の生活再建には「介入の速さ」と「身近な支援者」、「専門性」が欠かせない。ただし単体では無理で、重層のスキームがそのまま使える。生活困窮者支援も支援会議や支援の地域づくり、自立支援相談機能強化事業などが使え、平時の顔が見える住民との関係性は災害時に最大限有効になる。行政や社協で

は成し得ない地域住民による被災者支援を展開した例もある。平時の連携体制は災害時に生き、災害をきっかけにした連携は平時でも活かされる。被災は厳しいものだったが、これを機にNPOも生まれ、層の厚い住民支援ができる体制が整った。

岡崎市福祉部

岡崎市は過去の被災経験から「犠牲者ゼロは地域力から」を合言葉にしている。頼りになるのは地域の人が一番。個別避難計画を練る際の防災訓練も避難支援等実施者を決めて散歩するだけ。近所の人もこの散歩に加わり、経路の変更や避難所が避難生活に適しているかなどのお話し合いが生まれる。この地域で行う命を守る行動こそが地域福祉だと感じている。

発災直後に地域支え合いセンターを立ち上げる予定で、被災者見守り相談支援等事業を活用するとともに被災高齢者等把握事業もスタートさせる。初動期は、医療濃度や緊急性の高い人に対し社協や行政、NPOの3者連携で行動し、生活再建フェーズの段階で社協が前面に立つ。そのためには行政、社協、民間が平時から顔が見える関係を築くことが大切である。

想定外をどの程度予測するかが、実際に起きた場合の対応に影響する。今後も魂のある災害ケースマネジメントを目指す。

NPO 法人ワンファミリー仙台

東日本大震災後、被災者支援に携わっていたが、生活困窮者自立支援法が施行され、被災者支援が生活困窮者支援と通じるものであることが実践でわかった。

現地支援で学んだのは、被災地には受援力、支援者には被災者への気遣いができる能力がそれぞれに必要なということ。個人、団体みな被災した中で、押し付けで出向いても受け入れられない。シャットアウトも経験した。拒絶で困るのは被災者だが、NPOも入り方を十分に考慮した上で、支援方法を検討しなければならない。そんな中、珠洲市や輪島市とは以前から顔が見える関係を築いており、行政と連携し意見交換しながら支援に取り組めた。

私たちは地域の中において、どういう資源を当て込むことができるか、単に連携や顔が見える関係だけでなく、実際に頼んだらすぐに動いてくれるレベル感で当て込めるかどうかで、これが災害ケースマネジメントなのではと考える。

NPO 法人ジャパン・プラットフォーム

私たちは緊急災害支援の中間支援を行い、資金、助成金の仲介機能を持っている。能登

における支援内容は、自治体と協力し必要な支援が必要な人に届くのに不可欠となるコーディネート役も担っている。災害ケースマネジメントの実施や自治体職員への避難所運営研修、炊き出しなどの食支援を実施した。地震後の9月豪雨を受け、新たな家電や風呂、カーシェアリングの支援なども加わった。支援活動では、地元住民をスタッフとして雇用し、お金が地元で回るようにした。まだ課題が残るが、長期的な復興の取り組みは始まったばかり。日々変わる現地のニーズに対応しながら今後も行動していきたい。

来年には国内災害における企業とNGOの連携に関する意見交換を予定している。能登においてなお民間支援の必要性が継続する中、企業の持つ支援や関心、発災後の迅速な支援と連携などの話し合いを継続的に持ちたいと考えている。

まとめ

生活困窮者自立支援の平時と緊急時をどう考えるかをテーマとした登壇者の報告を受け、コメンテーターの菊池馨実さんから「被災地支援では精神面で寄り添う福祉の視点は不可欠で、災害救助法の見直しには福祉の観点を取り込むことが重要」との見解を示し、加えて「平時の福祉で生きる相談支援が、被災した地域における支援基盤強化につながるという正のスパイラルが形成される」とコメントした。

コーディネーターの菅野拓さんが、災害が多発している現状を憂い「発災時は人と人とのつながりがすぐに力として発揮される世界。事例を参考に自分たちの地域ならどう対応すべきかをぜひ検討してほしい」とまとめた。

まとめの全体会

地域共生支援へ広げるために

登壇者

一般社団法人生活困窮者 自立支援全国ネットワーク	共同代表	奥田知志
認定NPO法人フリースペースたまりば	事務局長	鈴木晶子
一般社団法人釧路社会的企業創造協議会	代表理事	櫛部武俊
一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク	理事	生水裕美
大阪公立大学大学院文学研究科	准教授	菅野 拓
内閣官房参与(社会保障、人口問題、地方創生) 内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局	総括事務局長	山崎史郎

コーディネーター

日本福祉大学	学長	原田正樹
--------	----	------



日本福祉大学
学長
原田正樹

原田正樹 法改正があつて、生活困窮者自立支援が次のステージに進む時期にきています。今回の大会テーマにある「地域共生支援」をどのようにイメージするのかを、担当分科会の領域から自由に

語っていただき、まとめにします。

居住支援から

奥田知志 居住支援という世界は非常に面白いです。人間が生きて死ぬまでの暮らし、人生そのものです。何かサービスを提供して問題を解決するというよりは、日常に近い。自立支援は、日常が崩れたときに支援をして、問題を解決し日常に戻すという概念で基本つくっていて、「断らない」ことを前面に出し包括性を持っていますが、居住支援はもっと広いのです。省庁をまたぎ、住宅メーカーや不動産業などいわゆる業の人たちも入るなど、地域共生支援という言葉が持っている射程は広がりがあります。



一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
共同代表
奥田 知志

日常や人生から、初めて地域づくりみたいなものが直結してきます。そもそも期間限定でものを考えているような制度や政策が、「10年後どうするの?」「30年後この地域はどうなるの?」という議論ができないのは当たり前で、立て付けが違います。そこに居住支援というものが出てきたときに、地域づくりや地域共生支援というさらなる枠組みが必要なのではないかと感じて

います。

子ども・若者支援から

鈴木晶子 この2日間を通して、あらためて子ども・若者支援は世帯全体の支援なんだと感じています。きちんとできないダメな親、あるいは問題を抱えた親が、周囲から厳しい目で見られて孤立するのではなく、世帯丸ごと支援だと思っています。



認定NPO法人フリースペースたまりば
事務局長
鈴木 晶子

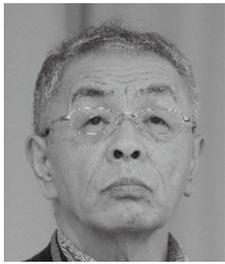
その中で、どういうまなざしでこの家族、子ども・若者に関わっていくのかという関係づくりや、子どもの意見表明、子どもの参加・参画を考えなければなりません。子どもは、支援のにおいがするところには寄ってきません。考えてみると支援すべきなのは、既存の支援や枠組み、あるいは支援者の凝り固まった狭い意味での支援への支援ではないか、それが地域共生支援といったときに必要なのではないかと思います。

分科会で「共助が頑張ると公助が細る」という議論がありました。共助と言って子ども食堂に何でも丸投げしている地域がありますし、市場化が進んでどんな事業も外注したり、役所の中は異動があつて人をちゃんと育てられていません。それを私たちはどのように考えていくのか、たくさんの大きな宿題をもらいました。

就労支援から

櫛部武俊 ご存じのように生活困窮者自立支援法では就労支援、就労準備支援事業、就労訓練事業の「就労3兄弟」があつて、

一体的にどう運用していくのか、とりわけ尊厳ある働き方と町のつくり方がどうつながっていくのかを内包した議論が分科会でありました。社会資源のつながりや町全体を視野に入れておくことで、その人の就労支援



一般社団法人創路社会的企業創造協議会
代表理事
櫛部 武俊

になり、結果としてさまざまな社会資源をつなぐことがまちづくりにもつながります。各地の実践をお聞きして、それぞれの町のつくり方、取り組まれ方があると思っています。例えば、「そこに身を置かないと信用されない」、「町というのは存在ではなく、状態だ」という話も聞きました。素敵な何かがあるわけではなく、その状態を受け止めて、正しさよりも楽しめることから取り組まないと、まちづくりはうまくいかないという話が心に残りました。楽しむ姿勢を学ばなければなりません。

それからもう一つ、島根県の小さな町で助産院を立ち上げて、生まれることから、育て働き看取られるまでを看ようと孤軍奮闘している人の、「互酬の状況では社協にも存在を認めてもらえない」という話に、とても心を寄せられるものが私がありました。人口減少、少子高齢化の中で、自分たちの町をどうしていくのか。長く根づくためには、さまざまな条件も必要だけれども、マインドがとても大切です。このような機会を通して学んでいく必要があるとあらためて思います。

家計改善支援から

生水裕美 家計改善支援は高齢者、認知症、障害のある人、病気のある人、身寄りのな

い人、家がない人、一人親家庭など、属性や状況に関係なく、関わりをもつことができます。借金のある若者に闇バイトを選ばせないためにも、家計相談は重要になります。

分科会では、高齢者の孤独・孤立に寄り添った家計改善支援について事例報告がありました。家計は地域で生活する人にとって、困窮していようが困窮していまいが生きていくためのベースであって、日々の生活に役立つ実践的な支援です。だからこそ早期に支援が必要です。また、例えばヘルパーや民生委員、学校の先生など、多種多様な関係者とつながり、関係づくりができます。連携のつなぎ役として地域の軸となる大切な役割を担うことができることを、皆さんにぜひともご理解いただきたいと思います。この家計改善支援の強みを生かしていくことは、地域共生支援において必要だと思いますし、必須化されるまで言い続けていきたいと思っています。

防災・災害対応から

菅野拓 防災・災害対応と生活困窮者支援がどうつながるかを分科会9で考えました。防災・災害対応は、唯一法律の中に位置づいていません。枠組みがないのでもやっとしたままですが、そもそも災害救助は生存権保障からスタートしていて、1947年にできたときは厚生労働省の保護課が担当でした。災



一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
理事
生水 裕美



大阪公立大学大学院
文学研究科
准教授
菅野 拓

害時の生活保護法だったものが、いつの間にか社会保障とは別枠で扱われてしまうという歴史を経ています。

災害が起きると、しんどい人はもっとしんどくなる世界が起こります。支援したくても混乱していて、普段取り組んでいたことしかできない。準備していないことはまずできない。被災者支援は、お金を渡したからすぐ解決するものではありませんが、何年も伴走する必要があるという認識が非常に薄いです。

そうしてみると、地域共生支援には二つの意味があるように思います。一つは、地域で共生していけるように支援する。菊池馨実先生は「関係性の保証」という言葉を話していらっしゃいました。もう一つは、共生できる地域をつくる。パーソナルサポートモデル事業のときに事務局機能と言っていた部分が、弱ったのだらうと思います。

被災した人たちは生活困窮に陥る可能性が高く、当然生活困窮者支援の対象となると捉えたほうがよいでしょう。このあたりをどう位置づけていくのか。例えば、災害時に自立相談機関が伴走支援を担うことかもしれないし、皆さんが災害時に支援者になる時代がそこまで来ている中で、急ピッチで考えないといけません。

原田 ここまでのお話を聞いて、山崎さんいかがでしょうか。

自立支援と共生支援は表裏一体

山崎史郎 まず第1点は、この集まりは本当に面白いと思います。生活困窮者支援の現場で取り組む皆さんはサポーターであり、社会のセンサーなのです。今社会で何が起きているのかを一番知っていて、われわれは一体何をやらなければならないかという根本を、みんな情報交換できるところが

この集まりの素晴らしい部分です。

第2点目は地域共生支援について。法律には自立支援と書いていますが、自立支援と共生支援はどういう関係かと考えていて、コインの表と裏の関係ではないかと思い始めています。それぞれを尊重しながら、自分自身である程度自立性を持ちながらも人を支えていく。奥田さんの意見もお聞きしたいのですが、人を尊重し合いながら生きて、お互いを支え合うという、難しいかもしれないけれどもそれを目指すのだらうと思います。

最後は自分の課題ですが、これだけの仕事をやっている人が非正規で会計年度任用職員であることが疑問で、これは本当に申し訳ないし、これだけはやらないといけないと本当に思っています。どうやるかは結構大変ですが、これは決意表明です。

原田 自立支援と共生支援は表裏一体ではないかというお話がありましたが、奥田さんそのあたりいかがですか。

奥田 私もそのとおりだと思います。助けてと言えと同時に助けてと言われる社会、あなたが必要だと言ってくれる社会を両立しないといけません。一人で生きていけ、自立して他者に頼るな、他人に迷惑をかけるなどという結論ではないのです。

原田 生活困窮者自立支援を大事にしながら、地域共生支援がどういうものなのかをまだまだ探求して、社会のあり方、支援のあり方を考えていきたいと思っています。皆さん、2日間お疲れさまでした。



内閣官房参与（社会保障、人口問題、地方創生）
内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局
総括事務局長
山崎 史郎

参加プログラムの聞きどころ・論点をまとめました。ご参加の前にぜひご覧ください！

第11回



生活困窮者自立支援全国ネットワークでは、随時、会員を募集しています。私たちと一緒に誰もが暮らしやすい社会づくりをしていきませんか？詳しくはホームページ(https://life-poor-support-japan.net)をご覧ください。

生活困窮者自立支援全国研究交流大会

地域共生支援へ広がる課題 だからこそ抱え込まずにつながろう 共にあることを楽しみながら前にすすもう

大会 ニュース page_1

全体会 2024年 11月9日(土) 12:15~17:30

発行：2024年11月1日

第1部 13:00~14:10

人が元気になるために ー支援と解決、いやしについて考えるー

登壇者

東海学園大学 特命副学長・卓越教授 上田 紀行

コーディネーター

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 共同代表 奥田 知志

「支援」とは問題や課題を整理し「解決」に向けた手段や方策を提案することだと言えます。ただ、問題解決が必ずしも「生きる力」につながらないこともあります。支援する側もされる側も共に「元気」になるには何が必要か。「癒し」をいち早く提唱した文化人類学者の上田紀行さんからそのヒントをいただきたいと思います。

(コーディネーター 奥田知志)

第2部 14:10~14:50

知っていますか？改正生活困窮者自立支援法のポイント

登壇者

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室 室長 南 孝徳

明治学院大学 社会学部 教授 新保 美香

慶應義塾大学 経済学部 教授 駒村 康平

みなさま こんにちは！第2部「知っていますか？改正生活困窮者自立支援法」では、8代目となる南孝徳生活困窮者自立支援室長に、改正法のポイントを、わかりやすく解説していただきます。そして、法改正が議論された、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会の委員をつとめた駒村康平先生と新保を交えて、改正法の意義や課題について、熱く語り合っていきます。

40分間と限られた時間ではありますが、会場のみなさまと一緒に改正法を見つめ直し、明日からなにができるか、ともに見いだせる時間になれば幸いです。どうぞお楽しみに！ (登壇者 新保美香)

第3部 15:20~17:30

こどもと家族の今とこれから 困窮者支援から見る少子化対策

登壇者

日本女子大学 人間社会学部 教授 周 燕飛

認定NPO法人フリースペースたまりば 事務局長 鈴木 晶子

NPO法人せたがや子育てネット 代表理事 松田 妙子

長野県 知事 阿部 守一

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課長 本後 健

コーディネーター

中央大学法学部 教授 宮本 太郎

消滅可能性自治体が叫ばれるなか、地域の少子化対策が問われています。少子化の主な要因としてあげられるのは、経済的事情で結婚できず、こどもももてない若者の増大で、子育て中の世帯の困窮も広がっています。子ども・母子の貧困、女性の就労、子育て・子育てと地域のあり方など、課題は山積しています。第3部では、実践者、研究者、地方自治体、国がそれぞれの立場から、これまで一体として議論されることが少なかった少子化対策・子育て支援と困窮者支援の連携について議論を深めます。

(コーディネーター 宮本太郎)

分科会 2024年 11月10日(日) 10:00-12:00 13:00-15:00

分科会1 支援者支援 10:00 ~ 12:00

支援者支援の必要性を考える ー愛知の実践者の語りを中心にー

パネラー

一般社団法人 北海道ねっとわーく 理事 佐渡 洋子

一般社団法人 愛知県社会福祉士会 生活支援相談ほっとセンター 委員 高橋 知己

春日井市 健康福祉部 地域共生推進課 課長 長坂 匡哲

半田市社会福祉協議会 事務局次長 前山 憲一

コメンテーター

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室 就労支援専門官 鈴木 由美

日本福祉大学 学長 原田 正樹

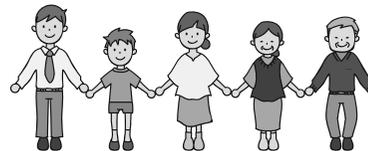
コーディネーター

NPO法人知多地域権利擁護支援センター 理事長 今井 友乃

昨年の北海道大会を引き継いで、愛知企画としても「支援者支援」について考えます。すでに全国では北海道をはじめ、支援者支援の組織化が進んでいるところがありますが、まだ愛知県にはありません。そこで本分科会では、なぜ支援者支援が必要なのか、そんな声(現状や課題)から丁寧に考えてみたいと思います。

生活困窮者支援におけるニーズは非常に多様です。従来のような既存のサービスを当てはめるような支援とは違い、その人ごとに支援が異なります。それゆえに支援も多岐にわたりますが、すべてに対応できるスーパーマンを求めめるのではなく、支援者を支援できるネットワークがあることで、助かることが多々あります。それらが個人の人脈を越えて、どうネットワークにしていくことができるのか、多様な視点から考えます。

(企画者 原田正樹、コーディネーター 今井友乃)



分科会2 子ども若者支援 10:00 ~ 12:00

改めて考える生活困窮者自立支援制度で子ども・若者にどう支援できるのか？

登壇者

公益財団法人あすのば 代表理事 小河 光治

認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス代表理事 谷口 仁史

一宮市教育委員会 スクールソーシャルワーカー 沖田 昌紀

コメンテーター

厚生労働省 社会・援護局 保護課 保護事業室 生活保護自立助長専門官 小野 武弘

コーディネーター

認定NPO法人フリースペースたまりば 事務局長 鈴木 晶子

子ども若者支援は、生活困窮者自立支援制度を超えて、多様な団体や人と協力して行っていく必要があります。子ども若者支援分科会では、支援を豊かにしていくために、これまでさまざまな方をお招きしてきました。今回も、全国組織、地域の活動団体、スクールソーシャルワーカーと、多様なお立場の方をお迎えして活動の紹介や課題などをお話していきます。特に、今回はさまざまな団体や人と連携しながらも、生困制度に関わる支援者が何をすべきなのか、何ができるのか、改めて考えていきましょう。また今回の法改正にあたり、生活保護制度で始まった進学・就職準備給付金についても厚労省の担当者より説明をいただきます。 (コーディネーター 鈴木晶子)



分科会 2024年 11月10日 [日] 10:00-12:00 13:00-15:00

分科会3 就労支援 10:00 ~ 12:00

就労訓練事業を切り口に就労支援の質を高める

登壇者

一般社団法人釧路社会的企業創造協議会	代表理事 榎部 武俊
藤里町社会福祉協議会	会長 菊池 まゆみ
認定NPO法人ユースポート横浜	理事 津田 容子

コーディネーター

大阪公立大学大学院都市経営研究科	准教授 五石 敬路
NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば	理事長 池田 徹

生活困窮者自立支援全国ネットワークの就労支援部会が企画する分科会です。

生活困窮者自立支援制度の就労支援のメニューには、自立相談支援における就労支援、就労準備支援認定就労訓練の3事業がありますが、全般的に低調といっているのではないのでしょうか。特に認定就労訓練事業は全国的に極めて低調です。この事業を横浜市からの委託を受けて実施しているNPOユースポート横浜からの報告を受けて、「認定就労訓練は、なぜ広がっていないのか」を切り口に、生困事業における就労支援のあり方全般について、一緒に考えましょう。事務局からパネラーをお願いして、資料は最低限にしました。会場全体で生身の議論をおこなしましょう。

(コーディネーター 池田徹)



分科会4 外国人支援 10:00 ~ 12:00

外国にルーツのある住民とともに ニーズとこれからの支援

働く年齢層の減少が止まらない日本において、外国人労働者は欠かせない存在になっており、生活困窮者支援の窓口を訪れることも珍しいことではなくなっています。しかし現場では、言語や法的地位の壁によって「自分たちには何もできない」と無力感に陥っていないでしょうか。この分科会では、現在の日本が抱える問題を共有し、また外国人受け入れの先進地域におけるモデルケースを紹介いただきます。専門機関とつながり、ベストプラクティスを知ること、対応力を高めていくことができます。みなさんの地域がどのように外国人を受け入れていくことができるのかを考える機会にしましょう。

(コーディネーター 新田隆充)

パネラー

公益社団法人 트레이ディングケア	代表理事 新美 純子
カトリック札幌司教区難民移住移動者委員会 NPO法人移住者と連帯する全国ネットワーク	理事 西 千津
NPO法人北関東医療相談会 (一般社団法人つくろい東京ファンド)	理事 大澤 優真

コーディネーター

北海道大学公共政策大学院 教授 池 炫周 直美

司会進行

北九州多言語図書館 代表理事 新田 隆充



分科会 2024年 11月10日 [日] 10:00-12:00 13:00-15:00

分科会5 自治体連携 10:00 ~ 12:00

施策・制度に向き合う自治体職員が描く「フォーマルな連携」づくり

パネラー

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課	課長 平井 恭順
大牟田市都市整備部建築住宅課	課長 櫻木 慎二
公益財団法人住居リフォーム・紛争処理支援センター	顧問 伊藤 明子
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 (JEED) 障害者職業総合センター	副統括研究員 春名由一郎

コーディネーター

一般社団法人北海道総合研究調査会 (HIT)	調査部長・東京事務所長 切通 堅太郎
A ワーク創造館	副館長 西岡 正次

新しい生活保障をめざして登場した生活困窮者自立支援制度や続く地域共生社会の実現に対して、住民の期待や自治体内の関心は広がり深まっているでしょうか？ どうもモヤモヤ感は拭えません。「全世代型」を謳った制度は従来の制度と異なり、潜在的ニーズの定義や捕捉、新しい支援サービスの開発や提供を視野に入れた取組みや組織づくりが問われました。補助事業等を契機にしつつも、制度や施策を実装するための独自の方針や組織整備、特に自前の資源確保だけでなく、庁内外の連携による資源等の獲得や協働が必要になりました。居住支援と就労支援を切り口に、キーポジションとなる担当部署の役割と行動を話題にしてみます。

(コーディネーター 西岡正次)



分科会6 包括支援 13:00-15:00

包括的支援体制における生活困窮者自立相談支援機関の役割とは

重層的支援体制整備事業と生活困窮者自立支援事業との連携はどうしたらいいの？ 包括的支援体制の中で、生活困窮者支援は高齢、障害、児童のような縦割りの一つなの？ 重層事業の支援会議や地域づくりと、生困事業のそれとの関係はどうしたらいいの？ …さまざまな疑問・質問があると思います。

本分科会では、市内の地域包括支援センターを「福祉拠点」と位置づけ、自立相談支援機関を併設し、身近な場所で世代を問わず相談できる体制を整えている函館市の事例、生困事業とともに、重層事業の多機関協働を受託し、市とともに多機関の連携・協働のコーディネートを担う日向市社協の事例を題材に、川島ゆり子さん(日本福祉大学教授)のコメントを交えながら、皆さんと議論します。

(コーディネーター 高橋良太)

パネラー

函館市保健福祉部地域包括ケア推進課 福祉拠点担当 主査 建部 勝自	
日向市社会福祉協議会	事務局次長 松永 茂晃

コメントーター

日本福祉大学 社会福祉学部 教授 川島ゆり子

コーディネーター

全国社会福祉協議会 地域福祉部 部長 高橋 良太



分科会 2024年 11月10日 [日] 10:00-12:00 13:00-15:00

分科会7 居住支援 13:00-15:00

法改正に伴う居住支援のこれから—『居住サポート住宅』の実現に向けて

登壇者

- 厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 室長 南 孝徳
- 国土交通省 住宅局安心居住推進課 課長 津曲 共和
- 法務省保護局 更生保護振興課地域連携・社会復帰支援室 地域連携推進係 法務専門官 梶山 陽子
- 大阪府都市整備部住宅建築局居住企画課 技師 林 内輔
- 追手門学院大学 准教授 葛西 リサ
- NPO法人ワンファミリー仙台 地域福祉課長 佐藤 岳彦

コーディネーター

- NPO法人やどかりプラス 理事長 芝田 淳
- 認定NPO法人抱樸 理事長 奥田 知志



生活困窮者自立支援法と住宅セーフティネット法の双方が改正され、いずれも2025年に施行予定です。居住支援の努力義務化、認定家賃債務保証事業者の登場など、さまざまな話題がありますが、中でも注目ののは「居住サポート住宅」。安否確認、見守り、福祉へのつなぎを提供する住宅です。これをどのようにして実現していくのか？ 行政、福祉、不動産それぞれの戦略と手腕が問われます。

本分科会では、厚労省、国交省、法務省それぞれの制度説明、大阪府における活動紹介、民間の取り組み紹介、葛西リサ先生による展望とさまざまな角度から「居住サポート住宅」の実現に向けての方策を掘り下げていきます。法改正後の居住支援のこれからを共に考えましょう。

(コーディネーター 芝田淳)

分科会8 家計改善支援 13:00-15:00

高齢者支援における家計改善支援事業が果たすべき役割や機能を考える

ミニ講演

- 慶應義塾大学 経済学部 教授 駒村 康平

パネラー

- 内閣官房参与 (社会保障、人口問題、地方創生) 内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局 総括事務局長 山崎 史郎
- 明治学院大学 社会学部社会福祉学科 教授 新保 美香
- 上智大学 総合人間科学部社会福祉学科 准教授 鍋木奈津子
- グリーンコープ生活協同組合連合会 生活再生事業推進室長 行岡みち子

事例発表者

- 名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター金山 家計改善支援員 塚本 淑恵
- 社会福祉法人グリーンコープ熊本 生活再生支援事業所 家計改善支援員 高濱 千夏

コーディネーター

- 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事 生水 裕美



高齢者が高額商品を買わされたり、詐欺に遭ったりすることが社会問題になっています。高齢者が抱える生活上の課題には家計に関するものが多く、家計改善支援が果たすべき役割は大きくなっています。今年の分科会では、駒村先生のミニ講演で認知機能の低下が経済活動に与える影響について学び、さらに、全国の家計改善支援員に公募した「高齢者へのユニークで工夫した取組事例」の中から選ばれた「地域と連携して工夫しながら支援に取り組んでいる2つの事例」を通して、今後ますます増えていく高齢者への家計改善支援について、参加者全員で考えます。互いの事例や日頃の悩みなどを出し合いながら、楽しく意見交換できる時間にしたいと思います。

(企画者 行岡みち子)

分科会 2024年 11月10日 [日] 10:00-12:00 13:00-15:00

分科会9 防災・災害対応 13:00-15:00

包括的支援と災害ケースマネジメント —フェーズフリーな福祉へ—

パネラー

- 宇和島市保健福祉部高齢者福祉課 課長兼地域包括支援センター所長 岩村 正裕
- 岡崎市福祉部ふくし相談課 課長 齊藤 哲也
- NPO法人ジャパン・プラットフォームプログラムオフィサー 瀧田 真理
- NPO法人ワンファミリー仙台 理事長 立岡 学

コメンテーター

- 早稲田大学法文学部 教授 菊池 馨実

コーディネーター

- 大阪公立大学大学院文学研究科 准教授 菅野 拓



戦後日本の被災者支援は混乱し続けています。2024年1月1日に高齢化率が5割近い半島部を襲った能登半島地震でも同様です。さまざまな福祉サービスの対象者であるはずの方々に支援の手が上手く伸びませんでした。本来は生活困窮者自立支援にかかわる私たちが支援者であってもおかしくないのですが、制度も、体制や能力も、心構えも十分とは言えません。能登半島地震での混乱を受け、政府も災害法制に「福祉」を位置付ける検討を始めました。また、地域共生社会のあり方を検討する場でも「被災者支援との連携」が論点となっています。

モノやサービスを日常時はもちろん、非常時にも役立つようにデザインしておくという「フェーズフリー」をヒントに、私たちはなにをすればよいのかを考えます。(コーディネーター 菅野拓)

まとめの全体会 2024年 11月10日 [日] 15:10~16:00

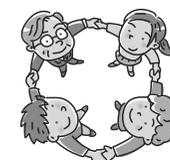
地域共生支援へ広げるために

登壇者

- 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 共同代表 奥田 知志
- 認定NPO法人 フリースペースたまりば 事務局長 鈴木 晶子
- 一般社団法人 創路社会的企業創造協議会 代表理事 榎部 武俊
- 一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事 生水 裕美
- 大阪公立大学大学院文学研究科 准教授 菅野 拓
- 内閣官房参与 (社会保障、人口問題、地方創生) 内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局 総括事務局長 山崎 史郎

コーディネーター

- 日本福祉大学 学長 原田 正樹



本大会のテーマは「地域共生支援へ広がる課題」です。困窮と孤立の問題がますます深刻化していくなかで、その支援は今まで以上に、住まいやまちづくり、身寄りのない人たちへの支援、さらには災害時の生活再建など、その範囲は広がっています。これまでの生活困窮者自立支援の積み上げを踏まえて、次のステージを模索していくために「地域共生支援」というワードを用いてみました。

まとめの全体会では、2日間にわたる全体会や分科会の議論を踏まえて、「地域共生支援」というワードで自由に語り合ってみたいと思います。そのことによって、生活困窮者自立支援の本質を深堀し、これからの可能性をイメージすることができたらと思います。(コーディネーター 原田正樹)

第11回

生活困窮者自立支援 全国研究交流大会

地域共生支援へ広がる課題 だからこそ抱え込まずにつながろう
共にあることを楽しみながら前にすすもう

対面・オンライン同時開催

開催日

全体会

2024年11月9日(土)

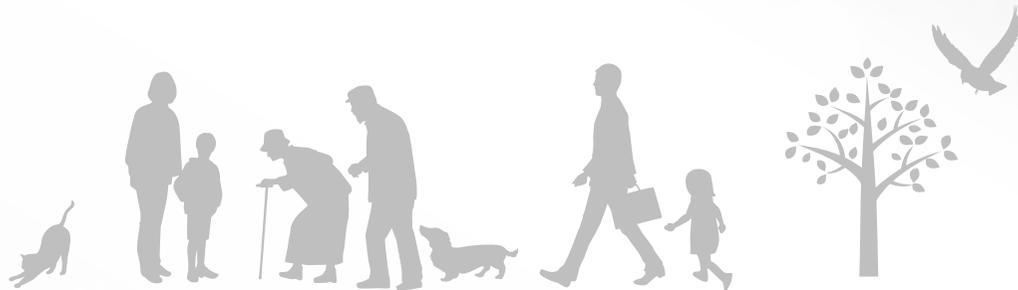
分科会／まとめの全体会

2024年11月10日(日)

会場

東海市芸術劇場(大ホール)／1日目 全体会

日本福祉大学 東海キャンパス／2日目 分科会／まとめの全体会



一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
厚生労働省委託事業

開催趣旨

生活困窮者自立支援法が改正され、制度は次の10年へと足を踏み出しました。制度が当初から取り組む困窮と孤立の問題が、地域が直面する様々な問題の根っこにあることがいっそう鮮明になっています。同時に、この問題の現れ方がますます多様になり、住まい、子育て、まちづくり、身寄りがない人たちの権利擁護など、これまでの生活困窮者支援の枠組みを超えていくことが重要になっています。

生活困窮者自立支援の取り組みは、地域共生支援へと歩をすすめるべき段階にあります。こうした課題の広がりは、ともすると支援の現場への負荷を高めてしまいます。しかし、多様な分野とつながりながら支援をすすめることは、本来は荷を分かち合うことであり、やりがいもあり喜びも味わえるはずで、手応えを感じることができるつながりや支援のかたちを共に考えつつ、しんどさが募るようであればその要因を皆で考え、制度を発展させていく展望を切り拓きましょう。

第11回

生活困窮者自立支援全国研究交流大会

地域共生支援へ広がる課題 だからこそ抱え込まずにつながろう
共にあることを楽しみながら前にすすもう

開催日

■全体会

2024年11月9日(土)

■分科会／まとめの全体会

2024年11月10日(日)

対面・オンライン同時開催

■参加費

参加費:5,000円(税込)

全体会と各分科会は、現地参加とオンラインの両方で

参加いただけます。

(現地参加は定員900人)

※現地参加の方には、現地で当日資料をお渡しします。

※オンライン参加の方には、当日資料のデータをダウンロードできるURLを

メールでご案内します。

※全体会や分科会終了後には専用サイトからアーカイブ映像の視聴が可能です。

※大会終了後、全員に第11回全国研究交流大会の報告書を郵送します。

■参加方法

現地参加の場合 全体会・分科会ともに会場にお越しください。

※参加費の支払後、事務局より参加チケットをメールでご案内いたします。

※各会場までの移動手段や宿泊に関しては各自でご手配をお願いします。

※各会場には参加者用の駐車場はありません。ご来場の際は公共交通機関を

ご利用ください。

オンライン参加の場合 ZOOMウェビナー方式となります。

※視聴デバイス=PCやスマートフォン、タブレット等のオンライン端末になります。

※ZOOMのオンライン入室方法について別途配信メールにてご案内します。

■申込締切

現地参加の場合:2024年11月1日(金) ※定員になり次第締切

オンライン参加の場合:2024年11月6日(水)

■大懇親会のご案内

日 時:11月9日(土) 18:30~20:30

会 場:サイプレスガーデンホテル

参加費:おひとり8,800円(税込) ※立食形式

定 員:150人(先着順)

■昼食について

利用日:11月10日(日)

引渡し:日本福祉大学 東海キャンパス 1階受付付近(当日のご案内)

代 金:1,000円(お茶付/税込)

※弁当の当日販売はしていません。大学食堂や売店は閉まっております。

■託児について

利用日:11月9日(土)、11月10日(日)

定 員:各日10名(無料)

※詳細は申込者に個別にご連絡します。

12:15~12:30

オープニング演奏

○日本福祉大学附属高等学校 和太鼓部 楽鼓(らっこ)

12:30~13:00

開 会

○一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 代表理事(明治学院大学 教授) 新保 美香
○厚生労働省/愛知県/東海市/日本福祉大学

13:00~14:10

第1部 人が元気になるために 一支援と解決、いやしについて考える一

「支援」とは問題や課題を整理し「解決」に向けた手段や方策を提案することだと言えます。ただ、問題解決が必ずしも「生きる力」につながらないこともあります。支援する側もされる側も共に「元気」になるには何が必要か。「癒し」をいち早く提唱した文化人類学者の上田紀行さんからそのヒントをいただきたいと思ひます。

- 登壇者 文化人類学者、東京工業大学名誉教授、東海学園大学特命副学長 上田 紀行
- コーディネーター 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 代表理事 奥田 知志

14:10~14:50

第2部 知っていますか?改正生活困窮者自立支援法のポイント

2024年4月24日に公布された「改正生活困窮者自立支援法」のポイントを厚生労働省生活困窮者自立支援室の南室長にお話していただきます。そして、それをふまえて、改正法の意義や課題を議論していきます。

- 登壇者 厚生労働省 社会・援護局 生活困窮者自立支援室 室長 南 孝徳
明治学院大学 社会学部 教授 新保 美香
慶應義塾大学 経済学部 教授 駒村 康平

14:50~15:05

国会議員からのエール

15:05~15:20

休 憩

15:20~17:30

第3部 こどもと家族の今とこれから 困窮者支援から見る少子化対策

消滅可能性自治体がいわれるなか、地域の少子化対策が問われています。少子化の主な要因としてあげられるのは、経済的事情で結婚できず子どももてない若者の増大で、子育て中の世帯の困窮も広がっています。この全体会では、これまで一体として議論されることが少なかった少子化対策・子育て支援と困窮者支援の連携について議論を深めます。

- 登壇者 日本女子大学 人間社会学部 教授 周 燕飛
認定NPO法人フリースペースたまりば 事務局長 鈴木 晶子
NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 松田 妙子
(NPO法人せたがや子育てネット 代表理事)
長野県 知事 阿部 守一
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課長 本後 健
- コーディネーター 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 顧問 宮本 太郎
(中央大学法学部 教授)

17:30

閉 会

18:30~20:30

大懇親会 (大会の現地参加申込時に事前申込が必要)

分科会1

支援者支援 10:00~12:00

「支援者支援の必要性を考えるー愛知の実践者の語りを中心にー」

生活に困窮する人たちのニーズは極めて多様であり、それぞれの地域の状況も異なります。それゆえ生活困窮の支援の幅は多岐にわたり、それに向き合う支援者には、多くのことが求められますがスーパーマンがいるわけではありません。支援者に過度な期待を押し付けるのではなく、支援者を支援するネットワークや仕組みが重要です。また支援者の雇用条件などを向上させていくことも含めて声を上げていかなければなりません。本分科会では第10回北海道大会から継承して、開催地としてのテーマを掘り下げます。

- パネラー ①【どうねっと】北海道生活困窮者支援ネットワーク 事務局長 佐渡 洋子 ②一般社団法人 愛知県社会福祉士会 生活支援相談ほっとセンター 生活困窮者自立支援制度従事者養成研修委員会 委員 高橋 知己
- ③春日井市 健康福祉部 地域共生推進課 課長 長坂 匡哲 ④半田市社会福祉協議会 事務局次長・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)兼務 前山 憲一
- コメントーター ⑤厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室 就労支援専門官 鈴木 由美 ⑥日本福祉大学 学長 原田 正樹
- コーディネーター ⑦NPO法人知多地域権利擁護支援センター 理事長 今井 友乃

【どうねっと】北海道生活困窮者支援ネットワーク(北海道)

コロナ禍での支援者支援をきっかけに、北海道内の支援者同士の繋がり作りと生活困窮者自立支援制度理念の共有を目的に、北海道生活困窮者支援ネットワーク【どうねっと】を設立。各任意事業やテーマ別の情報交換会や初任者研修等を通じた支援者支援を行っている。(会員構成:北海道内の困窮事業者や自治体、社会福祉協議会、NPO団体や民間企業等を含めた82会員)

半田市社会福祉協議会(愛知県半田市) 相談支援に特化した社協として「断らない相談支援」「多職種・多機関連携」を推進している。近年では住宅確保要配慮者居住支援法人(愛知県から指定)や重層的支援体制整備事業(半田市から受託)を実施。「ふくし共育」「減災防災」にも力を入れている。

一般社団法人愛知県社会福祉士会 生活支援相談ほっとセンター(愛知県名古屋市) 愛知県から生活困窮者自立支援制度従事者養成研修の企画運営事業を受託し、実施している。生活困窮者自立支援制度の従事者を中心に組織する研修企画チームを立ち上げ、研修企画チームの構成員と協働して養成研修の企画運営を行っている。

NPO法人知多地域権利擁護支援センター(愛知県知多市) 2008年から知多半島の行政から委託を受け、成年後見に関するのあらゆる相談から、法人後見受任まで行っているNPO法人。財産管理センターの成年後見ではなく、本人中心に本人の生活を寄り添いながら一緒に考え、地域福祉・権利擁護支援の視点で活動している。

分科会2

子ども若者支援 10:00~12:00

「改めて考える生活困窮者自立支援制度で子ども・若者にどう支援できるのか？」

子ども・若者の貧困については、さまざまな関連施策があり、多種多様な取り組みがなされ、生活困窮者自立支援制度においてはこうした施策・取り組みとの連携の重要性が言われてきました。一方で、子ども・若者支援の施策との縦割りが生まれ、結局世帯まるごとの支援がなされない状況も見られます。施策の地域偏在も指摘され、連携すべき先がないという声も上がっています。本分科会では生活困窮者自立支援制度で、子ども・若者に何をどう支援できるのか、改めて考えます。

- 登壇者 ①公益財団法人 あすのば 代表理事 小河 光治 ②認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス 理事長 谷口 仁史
- ③一宮市教育委員会 スクールソーシャルワーカー 沖田 昌紀
- コメントーター ④厚生労働省 社会・援護局保護課保護事業室 生活保護自立助長専門官 小野 武弘
- コーディネーター ⑤認定NPO法人フリースペースたまりば 事務局長 鈴木 晶子

公益財団法人あすのば(東京都港区)

子どもの貧困がなくなる社会をつくるため、①調査研究をし、それに基づいた政策提言・法律改正をすすめる、②子どもを支える組織や人を支え、全国各地で充実した支援体制の確立、③物心両面での子どもたちへの直接支援、の3つの柱の事業を実施している。

認定NPO法人フリースペースたまりば(神奈川県川崎市)

学校や家庭・地域の中に居場所を見出せない子どもや若者、保護者とともに一人ひとりが安心して過ごせる居場所づくりに取り組んできた。川崎市子ども夢パーク・フリースペースえん、川崎若者就労自立支援センターブリュッケ(就労準備支援事業)等運営。

認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス(佐賀県佐賀市) 「どんな境遇の子どもも見捨てない!」家庭教師方式のアウトリーチを基軸に社会参加・職業的自立に至るまでの総合的な支援事業を展開。「協働型」「創造型」の取組で、年8万1千件超の相談活動を展開しつつ、孤立・排除を生まない支援体制の確立を目指している。

分科会3

就労支援 10:00~12:00

「就労訓練事業を切り口に就労支援の質を高める」

就労訓練事業の低調な利用状況から、就労支援全体の課題を議論。アセスメント、マッチング、場の提供など、支援の質を高める要素を検討します。就労準備支援や求職者支援訓練も含めた総合的な支援体系の構築を目指します。福祉的視点と労働的視点の融合、制度の狭間にいる人々への対応、尊厳ある働き方の実現など、多角的な観点から就労支援のあり方を探ります。

- 登壇者 ①一般社団法人銚路社会的企業創造協議会 代表理事 榎部 武俊 ②藤里町社会福祉協議会 会長 菊池 まゆみ
- ③認定NPO法人ユースポート横濱 理事 津田 容子

生活困窮者自立支援全国研究交流大会

分科会 11月10日(日)【午後】13:00～15:00 ※日程詳細はHPをご覧ください。

コーディネーター ④大阪公立大学大学院都市経営研究科／大阪国際感染症研究センター 准教授 **五石 敬路**

⑥NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば 理事長(就労支援部長) **池田 徹**

一般社団法人釧路社会的企業創造協議会(北海道釧路市) 釧路市が取り組んできた生活保護受給者自立支援モデル～中間的就労～を生かし2012年設立。生活困窮者とともに漁網の整備などを通じた場づくり・仲間づくりを目指している。相談支援をはじめ生活困窮者自立支援事業を受託。尊敬ある暮らし・はたらきを目指したい。

藤里町社会福祉協議会(秋田県藤里町) 秋田県藤里町社会福祉協議会では、「福祉でまちづくり」を合言葉に活躍支援の視点で地域福祉の推進を行っています。若者も障がいのある方も、認知症の方でも、自分の趣味や特技を活かして参加し活躍できる藤里町方式には是非ご注目ください。

認定NPO法人ユースポート横浜(神奈川県横浜市) 2006年に設立。よこはま若者サポートステーション、横浜市就労訓練事業支援センター等の公的事業の受託・運営。孤立状態にある人々に対して、その人がありたい姿に近づけるよう就労や生活に関する支援をすることをミッションに活動している。

分科会4 外国人支援 10:00～12:00 「外国にルーツのある住民とともにニーズとこれからの支援」

在留外国人は年々増加しており、令和5年では過去最多となっています。外国人の支援は在留資格など専門的な知識が求められ、対応力は地域によって差があります。生活困窮者自立支援法の理念に照らして考えれば、外国人を労働者としてのみでなく、地域の生活者として受け入れる姿勢が重要です。地道に積み重ねられてきた実践や、当事者の声から学び、自らの地域での支援活動に活かしていきたいでしょう。

パネラー ①公益社団法人トレディングケア 代表理事 **新美 純子**

②カトリック札幌司教区難民移住移動者委員会 NPO法人移住者と連帯する全国ネットワーク 理事 **西 千津**

③NPO法人北関東医療相談会 理事 **大澤 優真** (一般社団法人つくろい東京ファンド 生活支援スタッフ)

コーディネーター ④北海道大学公共政策大学院 教授 **池 炫周 直美**

司会進行 ⑤北九州多言語図書館 代表 **新田 隆亮**

公益社団法人トレディングケア(愛知県高浜市) 地域に住む外国籍住民に対する敷居の低い相談場として、高浜市多文化共生コミュニティセンターを運営。日本人と外国籍住民の垣根を取り除くためにパティという考えを用いて共生社会の実現を目指している。外国人介護人材の受け入れ、教育も行っている。

カトリック札幌司教区難民移住移動者委員会(北海道札幌市) 日本カトリック司教協議会社会司教委員会に所属する委員会。日本国内の難民・移住者・移動者の人権といのちの尊厳を守り、多民族多文化共生社会の実現のため、教会内外の司牧・支援活動と協働しながら、ネットワーク、啓発、アドボカシー活動を行っている。

北九州多言語図書館(福岡県北九州市) 地域に住む外国人、外国にルーツを持つ人、外国人を支援する人、外国語を学ぶ人たちによるコミュニティライブラリーとして2021年に発足。街のあらゆるスペースに多言語本棚を設置し、支援情報を掲示するなど外国人福祉の向上にも取り組む。

NPO法人北関東医療相談会(埼玉県さいたま市) 1997年に群馬県で結成。すべての人が健康で平和な生活ができる共生社会の実現をめざし、とりわけ困窮する外国籍者(難民認定申請者や仮放免者など)の支援を実施。困窮外国籍者向けの無料健康診断会、医療機関や公的・民間団体を協同した医療・住居・食料支援。

分科会5 自治体連携 10:00～12:00 ※現地対面参加のみ。(オンライン配信および後日アーカイブ公開なし) 「施策・制度に向き合う自治体職員が描く「フォーマルな連携」づくり」

生活困窮者制度は、新しい生活保障をめざす基本法なのか？サービスを規定する事業法なのか？さらに法改正で強化された居住支援や懸案の就労支援、新たなステージを迎える子ども若者支援などは、自治体職員は既定事業の執行だけではカバーしきれない施策・制度の推進に向き合い、庁内外連携などを独自に具体化することなどが問われています。分科会では、議論されることが少なかった「フォーマルな連携」や施策資源の確保、各担当部署(キーポジション)の役割、その継承など、制度に向き合う自治体職員に付きまとう「モヤモヤの正体」について、居住支援と就労支援を切り口に議論してみます。

パネラー ①川崎市健康福祉局障害計画課 課長 **平井 恭順**

②大牟田市都市整備部建築住宅課 課長 **櫻木 慎二**

③公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター 顧問 **伊藤 明子**

④独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED) 障害者職業総合センター研究部門(社会的支援部門) 副統括研究員 **春名 由一郎**

コーディネーター ⑤一般社団法人北海道総合研究調査会(HIT) 調査部長・東京事務所長 **切通 聖太郎**

⑥A´ワーク創造館 副館長 **西岡 正次** (一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事)

一般社団法人北海道総合研究調査会【HIT】(北海道札幌市) 1975年設立の札幌・東京に拠点を置く独立系の総合シンクタンク。介護保険制度創設期より高齢者ケアの調査研究に関わり、生活困窮者支援分野では、バーソナル・サポート・サービス事業や生活困窮者自立支援制度等に関する調査研究に取り組む。

A´ワーク創造館(大阪府大阪市) 自治体や地域をベースにした就労支援施策の具体化、特に生活困窮者支援制度や地域共生社会の実現等に関するコンサル、就労支援と連携した求職者支援訓練や認定就労訓練等の推進、企業支援として職場環境整備等支援に取り組む(大阪府では同支援組織に認定)

分科会6 包括支援 13:00～15:00 「包括的支援体制における生活困窮者自立相談支援機関の役割とは」

自立相談支援機関は社会的孤立や経済的困窮を中心として幅広い相談を受け、断ることなく対応するとともに、地域づくりを進めてきました。こうした実践をさらに広げ、包括的支援体制を構築することが各地で目指されていますが、こうした体制と自立相談支援機関との連携をどのようにすすめるべきか迷うという声も聞かれます。「断らない相談」を実現しつつ、高齢・障害・児童等の各種相談支援機関がともに力を出し合い、連携・協働する道筋を事例にもとづきながら探ります。

パネラー ①函館市保健福祉部地域包括ケア推進課福祉拠点担当 主査 **建部 勝自** ②日向市社会福祉協議会 事務局長 **松永 茂晃**

コメントーター ③日本福祉大学 社会福祉学部 教授 **川島 ゆり子**

コーディネーター ④全国社会福祉協議会 地域福祉部 部長 **高橋 良太**

函館市保健福祉部地域包括ケア推進課(北海道函館市) 令和4年度から、地域包括支援センターを「福祉拠点」と位置づけて自立相談支援機関を併設し、市内10か所に設置。身近な場所で世代を問わず相談できる体制づくりに取り組んでいる。また、福祉事務所との定期的な意見交換やMIX支援調整会議の開催等を通じて関係機関と連携を進めている。

日向市社会福祉協議会(宮崎県日向市) 日向市では令和4年度から重層的支援体制整備事業を実施。社協が多機関協働事業を受託し、市とともに多機関の連携・協働のコーディネートを担っている。また、社会福祉施設や商店会と連携した参加支援、地域福祉サポーターの育成など多岐にわたる地域づくりの取り組みを推進している。

分科会7 居住支援 13:00～15:00 「法改正に伴う居住支援のこれから—『居住サポート住宅』の実現に向けて」

本年通常国会において「生活困窮者自立支援法」および「住宅セーフティーネット法」がそれぞれ改正されました。今回の改正を受けて支援現場はどのような可能性を持つことになるのでしょうか。特に「住宅セーフティーネット法」が国土省と厚労省の共管となったことの意義や、令和7年度から実施される「居住サポート住宅」について議論を深めます。今後の居住支援が「生活困窮者自立支援制度」、「住宅セーフティーネット制度」、「住宅セーフティーネット制度」、さらに民間(不動産等の経済活動)など広範なプレーヤーによる「包括的支援体制」として構築される必要についても議論します。

パネラー ①厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 室長 **南 孝徳** ②国土交通省 住宅局安心居住推進課 課長 **津曲 共和**

③法務省保護局 更生保護振興課地域連携・社会復帰支援室 専門官 **梶山 陽子** ④大阪府都市整備部住宅建築局居住企画課 技師 **林 内輔**

⑤追手門学院大学 准教授 **葛西 リサ** ⑥NPO法人ワンファミリー-仙台 地域福祉課長 **佐藤 岳彦**

コーディネーター ⑦NPO法人やどかりプラス 理事長 **芝田 淳** ⑧認定NPO法人抱樞 理事長 **奥田 知志**

NPO法人ワンファミリー-仙台(宮城県仙台市) 2002年に仙台の路上生活者の支援のため立ち上げ。現在は経済的な理由を中心に10代～90代の老若男女への「住まい」の支援を中心に活動。休眠預金を活用した「災害ケースマネジメント/ウハウハウ移転事業」や在宅被災者支援をはじめとした能登半島地震の支援も展開。

NPO法人やどかりプラス(鹿児島県鹿児島市) 2007年、障がい者やホームレス生活者に対する連帯保証の提供のために設立されたNPO法人。現在、約180名を連帯保証。現在は、地域福祉の担い手が「支援者」となり「連帯保証」とともに「つながり」を提供する「地域ふくし連帯保証」を展開している。居住支援法人。

認定NPO法人抱樞(福岡県北九州市) 北九州市を中心に、下関市、福岡市、中間市において生活困窮者支援活動を行う。行政機関とも連携し、これまで3,700人を超えるホームレスの居宅設置・自立支援を実施。現在は、子ども、障がい者、高齢者、刑余者等の総合支援を展開。

午前分科会	午後分科会	配信・アーカイブ
分科会1	分科会6	○あり
分科会2	分科会7	○あり
分科会3	分科会8	○あり
分科会4	分科会9	○あり
分科会5	—	×なし

分科会8

家計改善支援 13:00~15:00

「高齢者支援における家計改善支援事業が果たすべき役割や機能を考える」

社会福祉法の見直しを含めた検討を行う「地域共生社会の在り方検討会議」においては、論点の一つとして、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応が挙げられています。高齢者が抱える生活上の課題には、家計に関するものが多くあることから、家計改善支援事業が果たすべき役割は大きいと考えます。そこで、今年度の家計分科会では、高齢者が消費行動に与える影響の分析や、具体的な実践事例を学びながら、求められる支援や地域で支える体制の在り方を検討します。また、これらの検討を通じて、高齢者の抱える課題等に対して、家計改善支援事業が果たすべき役割や機能を、皆様と共に考えていきます。

- ミニ講演 ①慶應義塾大学 経済学部 教授 駒村 康平
- パネラー ②内閣官房参与(社会保障、人口問題、地方創生) 内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局総括事務局長 山崎 史郎
- ③明治学院大学 社会学部社会福祉学科 教授 新保 美香
- ④上智大学 総合人間科学部社会福祉学科 准教授 鏡木 奈津子
- ⑤グリーンコープ生活協同組合連合会 生活再生事業推進室長 行岡 みち子
- 事例発表者 ⑥名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター-金山 家計改善支援員 塚本 淑恵
- ⑦社会福祉法人グリーンコープ熊本 生活再生支援事業所 家計改善支援員 高濱 千夏
- コーディネーター ⑧一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事 生水 裕美

グリーンコープ生活協同組合連合会(福岡県福岡市) 平和、環境、高齢者への在宅支援、子育て支援、生活再生事業などに積極的に取り組む。中でも家計の視点から、相談者の抱えている課題を見直し整えていくことに力を入れ、西日本を中心に11県で自立相談支援や家計改善支援、子ども支援、就労支援を実施。

名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター-金山(愛知県名古屋市) 社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会・社会福祉法人 芳龍福祉会・NPO 法人 ICDSによる名古屋暮らしサポートコンソーシアムが平成27年に名古屋から受託し、以降、生活困窮者自立支援事業を実施している。

社会福祉法人グリーンコープ熊本(熊本県) 「住んでいる街を住みたい街」という組合員の想いを受け、高齢者・障害・子育て・配食・生活困窮者支援事業等に取り組む。3箇所ある相談室を拠点に、熊本県域(36市町村)、菊池市、阿蘇市で家計改善支援を実施。熊本県下各地で出張面談を行う。

分科会9

防災・災害対応 13:00~15:00

「包括的支援と災害ケースマネジメントーフェーズフリーな福祉へー」

令和6年能登半島地震の被災者は、仮設住宅、在宅、広域避難など様々な場所で生活再建の途上であり、相当数は生活困窮者でもあります。しかし、平時の相談支援の法制に被災者支援の規定はなく、支援は後手に回ります。伴走型の被災者支援である災害ケースマネジメントなど、国も災害福祉に力を入れ始めました。モノやサービスを日常時だけでなく非常時にも役立つようデザインする「フェーズフリー」をヒントに私たちは何をすべきか議論します。

- パネラー ①宇和島市保健福祉部高齢者福祉課 課長兼 地域包括支援センター所長 岩村 正裕
- ②岡崎市福祉部ふくし相談課 課長 齋藤 哲也
- ③NPO法人ジャパン・プラットフォーム 地域事業部プログラムオフィサー 瀧田 真理
- ④NPO法人ワンファミリー-仙台 理事長 立岡 学
- (NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ 広報FRチーム) (一般社団法人パーソナルサポートセンター 常務理事)
- コメンテーター ⑤早稲田大学法学学術院 教授 菊池 馨実
- コーディネーター ⑥大阪公立大学大学院文学研究科 准教授 菅野 拓

NPO法人ジャパン・プラットフォーム(東京都千代田区) NGO、企業、政府が対等なパートナーシップのもとに協働し、2000年に発足した日本の緊急人道支援の仕組み。これまでに66の国と地域で総額924億円、2,300以上の事業を展開。平時より多様な人々が連携するプラットフォームとして機能し、迅速かつ効果的な支援を届けている。

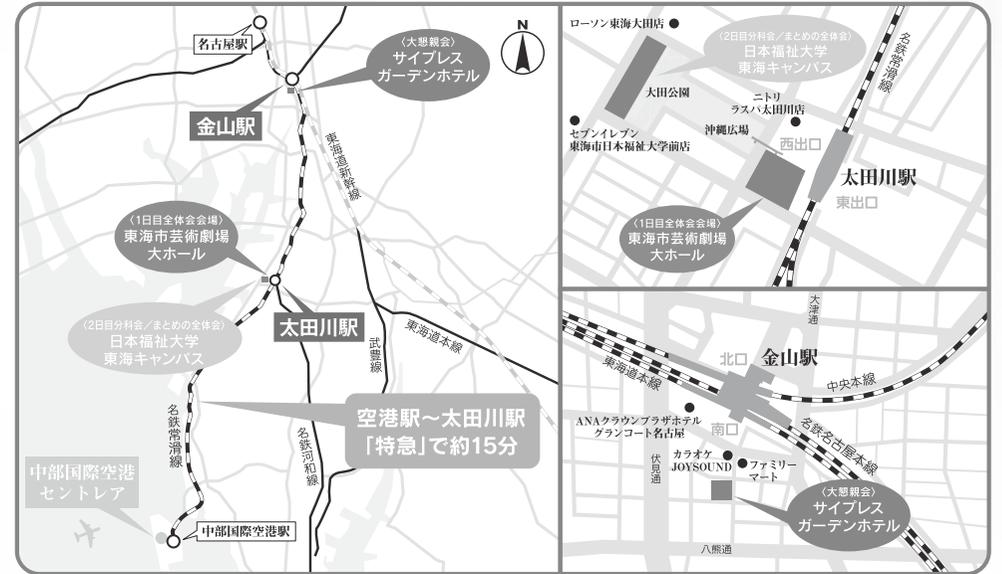
NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ(東京都渋谷区) 「こども食堂の支援を通じて、誰もとりこぼさない社会をつくる。」というビジョンのもと、各地域のこども食堂ネットワーク支援事業、こども食堂支援を行う企業・団体との協働事業、こども食堂の実態を調査・研究し広報・啓発する事業などを行っている。

一般社団法人パーソナルサポートセンター(宮城県仙台市) 分野を超えた連携でパーソナルサポートを実施。制度化し、地域で安心して暮らすことができるよう支援。家を失った人や障がい者、DV被害者、一人親世帯、就労困難者等の支援を行い、災害時にも東日本大震災の経験を活かし、現地ニーズに合わせた支援を実施。

NPO法人ワンファミリー-仙台(宮城県仙台市) 2002年に仙台の路上生活者の支援のため立ち上げ。現在は経済的な理由を中心に10代~90代の老若男女への「住まい」の支援を中心に活動。休眠預金を活用した「災害ケースマネジメントノウハウ移転事業」や在宅被災者支援をはじめとした能登半島地震の支援も展開。

11/10(日) 15:10~16:00 にまとめの全体会を開催します。 ※詳細は後日HP上でお知らせします。

会場(交通)のご案内



- 1日目 全体会 東海市芸術劇場 大ホール(受付4階) 〒477-0031 愛知県東海市大田町下浜田1016番地(ユウナル東海内) 【アクセス方法】名鉄太田川駅下車(南口)徒歩0分/名鉄名古屋駅から中部国際空港・河和・内海方面「特急」で約15分/中部国際空港から常滑線「特急」名鉄岐阜行で約15分
- 大懇親会 サイプレスガーデンホテル 〒456-0002 愛知県名古屋市熱田区金山町一丁目9番8号 【アクセス方法】名鉄金山駅下車(南口)直進信号渡って徒歩約1分
- 2日目 分科会・まとめの全体会 日本福祉大学 東海キャンパス 〒477-0031 愛知県東海市大田町下浜田1071番地 【アクセス方法】名鉄太田川駅下車(南口)徒歩約5分

参加申し込み方法のご案内

お申込みは下記専用ページよりお申込みいただけます。

●困窮者支援情報共有サイト~みんなつながるネットワーク~ URL <https://minna-tunagaru.jp/> (大会案内パネラーよりお申込みください)



■銀行振込を選択された場合、振込手数料はご負担ください。

- 参加申し込みフォームで次の3つのお支払い方法を選択してください。①クレジットカード、②コンビニ決済、③銀行振込。
- 参加申込フォームに表示されている金額をお支払いいただけます。クレジットカードの場合は即時決済されます。他のお支払い方法を選択された方には、個別にご案内メールをお届けしますので、支払期日までにお支払ください。
- 入金確認後、入金確認のメールをお届けします。
- その後も、大会関係のご案内や、現地参加者やオンライン参加者に向けてのご案内を都度メールで差し上げます。もしメールアドレスの変更を希望される場合にはお早めにご連絡ください。

申込締切日 ●現地参加の場合 ※定員になり次第締切 ●オンライン参加の場合 **2024年11月1日(金)** **2024年11月6日(水)**

厚生労働省委託事業

参加申込や内容に関するお問い合わせ先

「生活困窮者自立支援全国研究交流大会」事務局:全国コミュニティライフサポートセンター(CLC) 〒981-0932 宮城県仙台市青葉区木町16-30 シンエイ木町ビル1階 TEL/022-727-8730 FAX/022-727-8737 大会URL:<https://minna-tunagaru.jp/>

会員申し込みについて

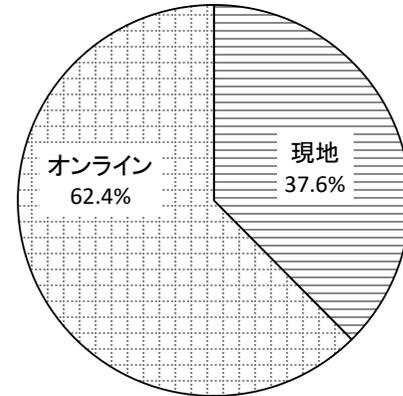
一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 当団体の会員を募集しています。会員相互の活動として、就労・家計・子ども若者の3つの部会があり、横のつながりや研修などが行われています。是非部会にもお申込ください。 URL:<https://life-poor-support-japan.net/join/> 〒169-0072 東京都新宿区大久保2-4-15 サンライズ新宿3階 TEL/03-3232-6131



第11回生活困窮者自立支援全国研究交流大会 2024年11月9日、10日(参加者属性)n=1226

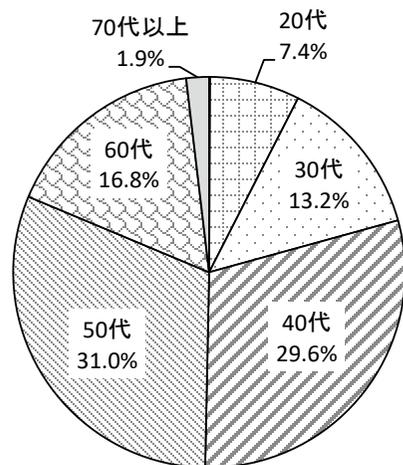
①参加形態

現地	461	37.6%
オンライン	765	62.4%
合計	1,226	100.0%

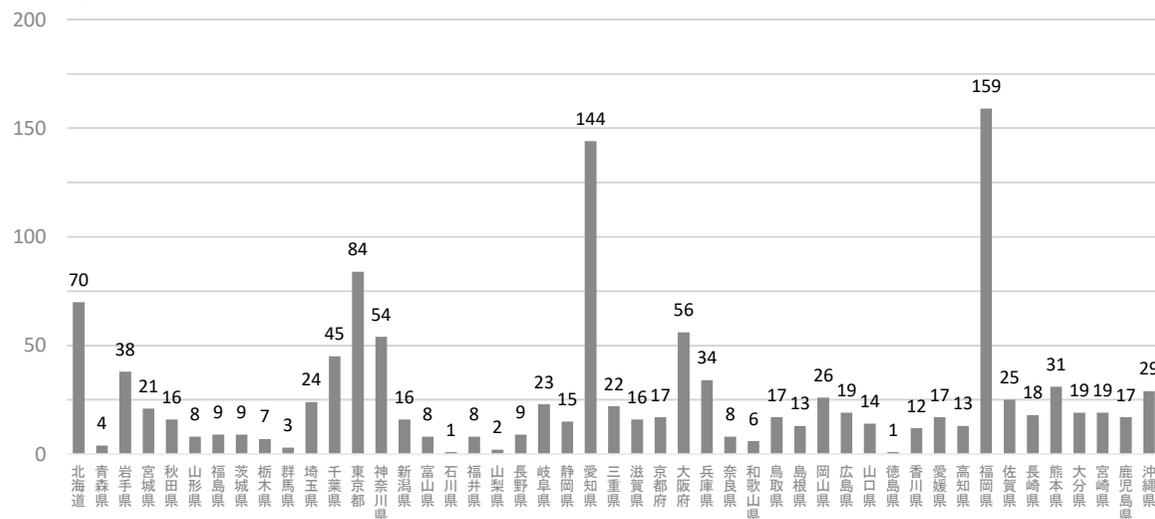


②年代

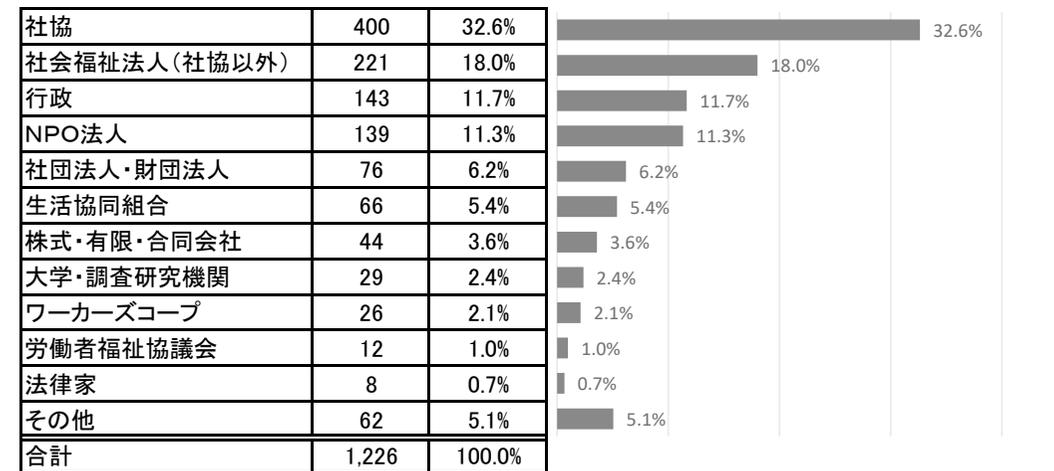
10代	1	0.1%
20代	91	7.4%
30代	162	13.2%
40代	363	29.6%
50代	380	31.0%
60代	206	16.8%
70代以上	23	1.9%
合計	1,226	100.0%



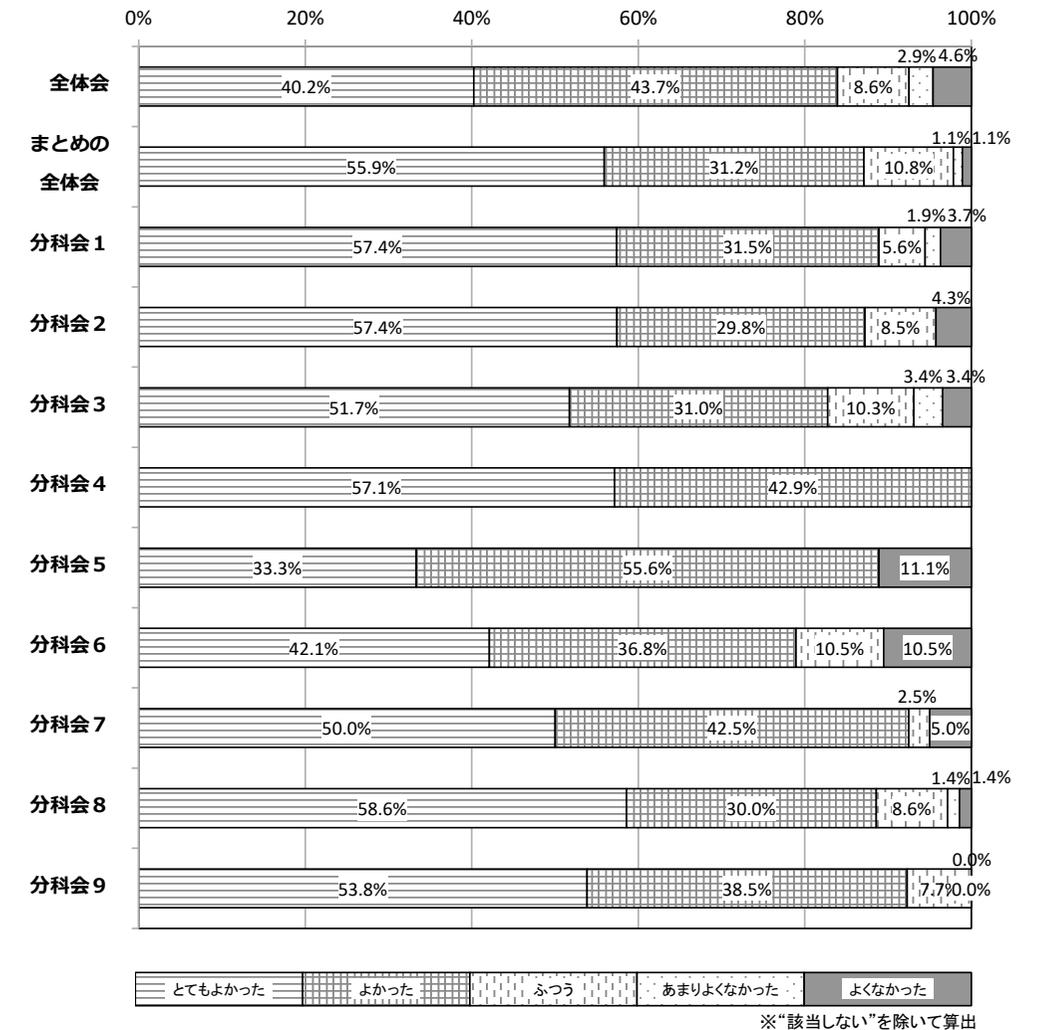
③地域



④所属



【全体会・分科会のプログラム内容について】



アンケート自由記述

【第1部】

『人が元気になるために 一支援と解決、いやしについて考える』について

悪魔祓いになぞらえた、社会のありかたの話が面白かったし、感覚的につかみやすかったです。孤立が免疫力の低下になり悪循環に陥る話が印象的でした。

「苦しんでいる人のために寄り添う姿を見て育つ子どもが、今の日本にどれほどいるのか」というお話に、本当にその通りだなと頷きながら拝聴させていただきました。家計改善支援員の一人として、大いに悩み、全力で一人と向き合う姿勢でもって日々支援に立ち向かっていきたいです。

悪魔祓いについて、非科学的かと思われることも人々の生きる力の醸成につながっているのではないか、という話は目からウロコで良かったです。断らない支援のスタンスも改めて意識したいと感じました。

経済的な豊かさや心の豊かさは比例しないことや、人の中の孤独ということについてスリランカの悪魔祓いや闇バイトなど実際の話を聞きながら現在の日本で起こっている心の貧困やつながりの薄さから見える孤独などについて対談形式で学ぶことができよかったです。また、相談支援者が悪魔にならないように自分自身にも許しが必要であるというアドバイスまでもらえたような気がして、誇りも持つことができましたように思います。

わかりやすい例えを使ってください、専門用語が飛び交わなかったのが、スッと頭と心に入ってきました。お二人のかけ合いが楽しかったです。「孤独・孤立に悪魔がほほ笑む」というお話のとおり、まさに私たち相談者が微笑まれています。悪魔祓いの村人をたくさん集められるよう工夫をしていきたいと思えます。

【第2部】

『知っていますか？改正生活困窮者自立支援法のポイント』について

駒村先生の経済学的角度から考える困窮者支援のお話が新鮮でした。人件費の問題や居住支援の今後、生保との一体実施といったホットな話題を直接話す室長の姿が見れ、温度感を知ることができました。

困窮の制度が社会の課題にあわせて改正していくのを見てきて、本当にこの制度の必要性を強く受け止めています。私は就労準備支援事業の支援員として7年間従事しており、被保護の就労準備支援にも携わってまいりましたが、今回の改定で被保護者が家計改善支援事業を利用できるようになることはとても大きいと思えます。

住宅セーフティネット法に関して、厚生労働省と国土交通省の共管になったとは、すごい前進ですね。住宅政策の改革をお願いしたいです。

法改正のポイントについてはわかりやすく理解できた。法改正によって自治体や支援の現場で、具体的にどのような支援が可能になり、どのような効果を想定しているのか、もう少し踏み込んだ議論があればなおよかったです。

居住・就労・学習支援がどの自治体も行き届くようになるといいなと思えました。

【国会議員からのエール】について

率直な発言に好感を持ってました。ぜひ国会の場で現場と連携した行動をお願いしたいと思います。

いかに私たちが大きな役割を担わせていただいているかを実感するとともに、気持ちが前向きになりました。

現場で頑張る支援者を支えるのは国や自治体だけでなく、国会もそうであると再認識しました。支援者の労働環境が不安定であれば、よい支援ができるはずは無いため、同じ方向を向いている議員さんがおられることがわかり心強く思いました。

【第3部】

『こどもと家庭の今とこれから 困窮者支援から見る少子化対策』について

少子化への対策について、豪華客船は来ているけれど、それに乗るための小舟が欲しいという話に共感しました。

収入の壁を外すことが必要であり、支援するだけの関係ではないこと。若い人たちが子育てで心配なのはお金がかかること。少子化対策には若く所得が少ない人たちの支援が欠かせないことが理解できました。支援をしていくための制度があることを、相談者に提案するとともに、自分も学んでいく必要があると感じました。

ひきこもり、不登校の子どもたちの存在は、現在のシステムに警鐘を鳴らしていると私も思っています。幸福度が高くなる子どもへの施策が実現できるようこの声をもっと伝えることができるようにしていきたいです。

少子化対策は若い世代だけ支援すればいいのではなく、社会全体の多方面への支援が必要だと思えました。子どもが希望を持てる社会は、大人が希望を持てる社会でもあり、生活困窮者支援の役割は重要だと思えました。

自立相談の窓口で子育てやひきこもり状態、不登校についての相談が主要なトピックになっていないという言葉に納得でした。窓口では大人の事情（金銭問題、住居、就労）が先立ち、話を進めるうちに実は…という話が多いと思えます。自分の所属している部門としても、子どもが子どもらしい経験、体験、安心して過ごせる場所と何より温かいご飯が食べられることを最優先に考えられる支援を今後意識したいと思ひ拝聴しました。

【分科会1】 支援者支援について

支援者支援について各地域でどのように行っているかが理解できて良かったです。その始め方の部分について、もう少し詳しく聞きたかったです。

発言の中で、支援員同士が支える関係が地域を支えていくこと、また、分野や枠組みを超えて相談に乗っていくチーム支援、協働、地域連携づくりが大事だということがわかりました。人と人をつなぎ、地域や生徒につなげていく一人ひとりの暮らしを守って、支援員同士がつながることが大事であることを、今後の支援に活かしていきたいと思えます。

<p>支援者支援という言葉をはじめて聞きました。各行政の取り組みやつながりを知り、つらい時はつらいと言っていいのだとわかって、強く支えられていると思いました。</p>
<p>私自身が大切にしていた、出向く関係づくり、支援者の困りごとを聴く大切さなどが、人事異動で困窮者支援の現場を離れても、仕事以外の場やつながりの中で経験を活かすことになり、自分自身の支援者支援にもなっていたことに気づくことができました。また明日からの力になりました。</p>
<p>【分科会2】 子ども若者支援について</p>
<p>法改正に伴うわかりやすい説明を聞くことができ、生活保護との連携、子ども若者支援との連携をもっと充実したものにしていけると良いと思いました。特に、学校教育の中で見られる気づきが生困とつながれると、もっと子ども若者の困窮が見える化でき、早期発見につながるのではないかと思います。</p>
<p>気づこうとする姿勢のアセスメントが大事だと感じました。アウトリーチ支援から、さまざまな資源につなげることを行っていきたいと思います。支援者が地域にどのような資源があるのか、今後必要な資源を把握しておくことも大事なのだと感じました。</p>
<p>子どもシェルターという支援があることをはじめに知りました。奨学金の課題も重要な視点なので、大学進学について悩む方へ家計改善支援事業や就労準備支援などを利用できたら、進路に悩む子どもたちにとっても将来への選択肢が増えるのではないかと思います。</p>
<p>一次相談事業の相談員をしていて、子どもや若者たちへの支援に手詰まり感を感じており、今回、分科会2へ参加させていただきました。私自身が今ある制度についてしっかり学び必要な方々へ伝えていくことと、他職種支援者と共通言語を持って一緒に支援をしていく大切を再認識させていただきました。パワーレスの状態の方へしっかり確実に支援が届けられるよう頑張っていきたい。</p>
<p>【分科会3】 就労支援について</p>
<p>就労支援は、すべての「社会保障」が抱える課題と同じであり、問題解決の議論もいよいよ包括的であることを再確認することができました。現場でしっかり政策立案も意識しながら取り組んでいこうと思いました。特に菊池さんがおっしゃった「介護保険制度前」という言葉に、はっとしました。あらたな気づきに感謝します。</p>
<p>3つの自立と幸せになるために生きることが「活躍」する目的になればと思いました。しかし、日々の中で就労自立を目指してしまう自分がいます。今後も研修を継続していきたいと思います。</p>
<p>自治体の規模で予算や取り組みの違いがあり、この分科会でお聞きした取り組みができるかはわかりませんが、「対象者を限定しない・可能性を限定しない・地域住民と共に環境(居場所)をつくる、企業を巻き込むためインセンティブを考える」など、考え方のヒントをいただきました。</p>

<p>社協職員として話を聞かせていただき、地域の資源を活用していくことの大切さや、市内にも同様に就労したいけどなかなか踏み出せない人はいるかと思うので、まずは地域にどのくらいそういった人がいるのかアウトリーチする必要があるなと思いました。生活困窮、就労、地域づくりを複合させて地域でのあり方など考えていきたいと思っています。</p>
<p>【分科会4】 外国人支援について</p>
<p>難民申請が認められず、仮放免者となった人たちに対し、救済制度が無い人として生きていけないという厳しい実情を知りました。知らないでは済まされない生存権に関わる大きな問題であるし、社会問題としてとらえる必要があると感じました。また、難民に対して日本人が、援助しようという意識が低いことを残念に感じました。まずは、嘘の情報に惑わされず、真実を知り、一人ひとり何ができるかを考える必要があります。</p>
<p>日本人は親切だというイメージがあったが、日本に住む外国人から見ると「自分や家族のことしか考えていない」と思われているというのは驚きでした。増加する外国人が日本社会に溶け込むために、地域住民と外国人が交流できる場所やイベントを設けていきたいと感じました。</p>
<p>働き手として、これだけたくさんの外国人を受け入れている現状にも関わらず、外国人が生きやすい日本になってきているか、また共生していく社会を築けているか、築こうと考えて行動しているか、すごく考えさせられました。難民や仮放免者の現状についても知ることができ、支援者の厳しい現実についても考えさせられました。</p>
<p>今回初めて外国人支援に関する分科会を開催したとのこと、貴重な機会に同席できたことに感謝いたします。私が住む市も比較的外国の方が多い地域で、実際に相談も多く悩んでいたところでしたので、皆さんのお話はとても参考になりました。今後の支援に、外国の方と共に地域で暮らすヒントに活かしていきたいです。</p>
<p>【分科会5】 自治体連携について</p>
<p>就労開拓等の先進的な事例は所内でタイムリーに検討していた内容だったため、とても勉強になりました。</p>
<p>川崎市の事例、大牟田市の事例、両方に共通していたのは、自治体職員のインフォーマル(属人的)な事業推進ではじまった事業の課題として担当職員の異動による仕事のレベルの差やノウハウの継承を感じており、そうした課題の解決のために事業のフォーマル化を考えた時の解決方法が民間活用や民間との連携だった、というお話と受け取りました。</p>
<p>牧嶋さん(とあるシンポで「変な公務員」と呼ばれていました)から引き継いだメッセージ「これからの自治体職員に必要な4つのスキル」を最後にお話しされていた櫻木さんに共感しました。</p>
<p>生活困窮者自立支援制度に関する行政の方の事例を聞く機会が少ないので、参考になりました。</p>

【分科会6】 包括支援について
相談内容に幅広く対応している事例を聞き感銘を受けました。これまで、対応する担当者次第と聞いていたのですが、その担当者を支えることができれば、もっと幅広い対応ができるのだと感じました。支援者支援、支援者体制が大切だと思います。
同じ宮崎県として身近な問題として今日のお話を聞かせていただきました。相談者と地域とのそれぞれに対し丁寧にに関わり、日頃からの顔の見える関係性がとても大事だということが伝わってくる内容でした。とても勉強になりました。
今まで行ってきた社協活動の蓄積と相談支援をしっかりと結合させていかなければならないと感じました。生活困窮者支援の理念に向けた実践のためには自立相談支援機関だけではないさまざまな機関・分野の人たちと対話していく必要があると思いました。
地域共生社会の実現、包括的支援体制を構築するためには、地域の協力が欠かせないと感じました。地域住民一人ひとりが主人公、サポーターとして、地域にある困りごとを解決する仕組みづくり、そして行政として、地域住民に包括的支援体制のメリットを理解してもらう試みが必要になってくると感じました。
【分科会7】 居住支援について
厚労省、国交省、法務省が連携して動いていることが良くわかりました。また、さまざまな事例をお伺いできて良かったです。中でもワンファミリーさんの家族の関係性と言う言葉には、その通りだなと納得しました。
葛西先生の言う通り、福祉部局と住宅部局に壁や溝があるのは致しかたない部分もあるが、国が国交省と厚労省共同で事業を始めたことを契機に少しずつ壁や溝が無くなっていくことを期待し、私自身も微力を尽くしたいと思いました。
内容として有意義だったが、情報量が多く、もう少し厚労省と国交省の法の改正とに絡めたトークセッションのようなものが見たかったです。
とてもボリュームな内容でした。私の地域ではすでに居住支援協議会が動いています。シェルターが足りない・シェルター利用期間後の支援がばらばら・課題はありますが、持ち帰った知識をもとに、居住支援協議会とどんな取り組みが今後必要なのか検討していきたいです。
【分科会8】 家計改善支援について
認知機能低下が経済行動にかなりの影響を与えていることがわかりました。進行も素晴らしく、わかりやすく楽しいものでした。一昔前の支援方法を現在でも行っているのが現状で、再度、家計改善支援について学ぶことができ、今一度、支援について考えさせられた時間となりました。
誰もが高齢者になり、誰もが自分を認知症と思わず、誰もが詐欺に狙われる…改めて考えさせられました。各事例を聞き、家計相談の重要性をとて強く感じました。必須事業になることを望みます。

現場の方のお話が学びになりました。「自立は必ずしもすべてを自身で行うことでなく、役割を任せ、自身も役割を持つこと」、とてもいい言葉だと思います。
家計に関しては非常に共感できる話がたくさんありました。レシートを集め家計を管理することだけが家計改善ではないということは、今後支援の中で心に留めておこうと思いました。また孤立・孤独が家計管理能力を低下させることも理解でき、そこに対する支援の必要性を感じました。
【分科会9】 防災・災害対応について
災害福祉は非常に難しい問題（平時では実感できない、経験がない等）の中で、平時から準備しておかないと、いざ災害が発生した際に対応ができないことを改めて実感するとともに、平時の準備の難しさと、各地域におけるコーディネーターが重要と感じました。
経験談からの学びを含めた平時からの準備、柔軟な応用力、行政だからできること、専門職だからできること、住民・地域が取り組むことを判断し、地域状況に対応していくことが求められると学びました。
被災者の相談支援をしていて、災害ケースマネジメントを勉強中です。他の自治体や団体の活動がわかり良かったです。
意識をしたことがない分野だったが、社協職員として地元の社協でしかできない被災者支援の在り方を考えていく必要があり、それには行政やNPOなど様々な機関と平常時から災害分野ではない部分からでもつながりを意識してアプローチしていく必要があると感じ、事例から今後の災害支援のあり方について学ぶことができとてもよかったです。
【まとめの全体会】 『地域共生支援へ広げるために』について
共生社会と自立支援は、難しいが表裏一体というお話はイメージしやすかったです。また、非正規雇用ではなく、正規雇用の職員の体制が組めるように予算化してほしいです。
子ども・若者分科会の世帯全体の支援や、家計改善支援は、生きていくためのベースであることが印象に残りました。
「子どもは支援の香りがする所には寄ってこない」という話は、現場で課題をよく把握されているし、行政に対する指摘も鋭いと感じました。また、専門職の間の狭い連携・つながりではなく、自分たちのまちのつくられ方を、まちの人たちから教えてもらうという広い視点をもつ大事さについて示唆を得ました。
自立支援と共生は表裏一体であること。その方への支援だけでなく本人が自信をもち、地域で暮らしていくために何ができるかを支援者含むみんなで考えていくことが地域共生社会につながっていくのではないかと感じました。これからの業務の中で意識して接していくポイントを学ぶことができとても学び多い2日間でした。
どの登壇者の語りも、各分科会の枠を越えて、困窮者だけの問題ではなく、すべての人に通じる問題であり、地域づくりや社会として取り組むべきことにつながっていると感じました。困窮支援は何でもありで、社会のセンサーであるということ、自立支援と地域共生支援は表裏一体であるという話に強く共感を覚えました。国の幹部の方にこのような考えをもっている方がいることがわかり、心強く思いました。

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークの会員募集

生活困窮者支援の体制が全国で構築されるに当たり、幅広い各層からの参加が大切と考えますので、お申し込みをお待ちしております。

※設立趣意書の抜粋

1. 趣旨

○生活困窮者自立支援制度の導入を踏まえ、現場で生活困窮者に対する支援に携わる支援員（以下「支援員」）や学識経験者が、職種や所属等を超えて相互に交流し、資質の維持・向上や関係者間の連携の確保を図るとともに、関連政策の推進を図っていくことを目的とする。

2. 組織

(1) 生活困窮者自立支援制度における「自立相談支援事業」、「就労準備支援事業」、「就労訓練事業」、「一時生活支援事業」、「家計相談支援事業」または「学習等支援事業」などに携わる支援員若しくは学識研究者、行政関係者であって、本ネットワークの趣旨に賛同する個人を社員および会員とし、応援する団体を賛助団体とする組織とする。

(2) 本ネットワークは、社員および会員からの会費収入、賛助団体からの会費および特別会費等によって運営するものとする。

3. 主な活動内容

(1) 「全国研究交流大会」の開催

全国の支援員や学識経験者、行政関係者等幅広い関係者が集い、現場の活動を踏まえた研究発表やシンポジウム、ワークショップなどによる意見交換、政策提言を行うことを目的として「全国研究交流大会」を定期的（年1回程度）に開催する。

(2) 支援員に対する「実践的研修セミナー（仮称）」の開催及び情報交換等

現任の支援員を対象に「実践的研修セミナー」の開催（全国各地で複数回開催）及び情報交換等、支援員の実践的な能力と資質向上を目指す。

(3) 行政等に対する政策提言など

生活困窮者自立支援の現場の意見を集約し、必要に応じて行政等に対して政策提言を行う。

(4) その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

○年会費 : 1,000円

○特典 : 会報やメールマガジン、ホームページにて、最新の情報をお届けするとともに、希望者は部会に参加することができます。1部会までは無料で参加できます。2部会以上参加される場合は、2部会目からプラス1,000円となります。

○申込 : 生活困窮者自立支援全国ネットワークの申込フォームから申してください。

⇒ (申込フォーム) <https://life-poor-support-japan.net/join/>



※個人での申込みとなりますので団体名での登録はできません。

就労支援部会が立ち上がりました！ 全国の支援員のみなさまのご参加をお待ちしています

生活困窮者自立支援全国ネットワークは、生活困窮者の支援に携わる団体の関係者や学識経験者などが、職種や所属を超えて相互に交流し、その資質の維持・向上や関係者間の連携及び関連する施策の推進を図ることを目的としたネットワーク組織です。

この度、当ネットワークでは、就労・就労準備支援員の連携並びに人材育成をテーマとした就労支援部会を設置いたしました。本部会では、就労支援全般に関する支援員同士の情報交換等を土台とし、全国のみなさまと共に作り上げていきたいと考えています。ご案内方々、みなさまのご参加をお待ちしております！

生活困窮者自立支援全国ネットワーク就労部会
呼びかけ人 池田徹 榎部武俊 西岡正次

就労支援部会の3つの柱

【つながり】全国の支援員同士の交流

【情報共有】就労・就労準備支援のノウハウを提供

【学びの場】オンライン勉強会の開催

- 2か月に1回程度の活動を予定
- 年に1度交流イベントの開催を予定
- 就労・就労準備支援のツールや具体的なプログラムの進め方等についての学び合い

【部会への参加には、生活困窮者自立支援全国ネットワークへの会員登録が必要です】

- ・全国ネットの年会費は1,000円（年会費の期間：4月1日～翌年3月31日、年度途中の加入の場合も年度末までの年会費となります）
- ・会員特典として1部会までは無料で参加できます
- ・2部会以上参加される場合は、2部会目からプラス1,000円となります

※現在会員のみなさまもお申し込みが必要です

入会方法については、ホームページの「入会案内」をご覧ください「[会員申込フォーム](#)」からお申込みいただけます <https://life-poor-support-japan.net/join/>

年会費は手続き後にスマートビットにて請求書をお送りしますので、お近くのローソン、ファミリーマート、ミニストップでお支払いください。



〈お問い合わせ〉

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク

東京都新宿区大久保2-4-15 サンライズ新宿3F

〔TEL〕 03-3232-6131 〔Mail〕 info@minna-tunagaru.jp

家計改善支援部会の参加者募集中!!

家計改善支援部会は、家計改善支援員の横のつながりと人材育成をテーマとした部会です。これまでに以下のような活動を行ってきました。これからも部会員の皆様との交流を深めながら、学びを続けていきます。

<令和5年度>

- ・第1回 5月28日「みんなで語ろう！これからの家計改善支援部会」
- ・第2回 8月18日「みんなで考えよう 家計改善支援の事例」
- ・第3回 10月9日「家計表について考えよう一家計表の基本と活用方法」
- ・第4回 2月17日「スマホ決済の基礎知識と消費者トラブル」を学ぶ
- ・全国ネットワークの政策提言の家計改善支援の部分を委員にまとめる

<令和6年度>

- ・第1回 8月31日「債務整理の基礎知識～誇大ネット広告の被害実態と対処法～」を学ぶ
- ・令和6年度 社会福祉振興助成事業（通常助成事業）「家計管理アプリと学習教材を全国に普及し、早期支援を実現する事業」



本部会のポイント

- 家計改善支援員をはじめ、困窮者支援に従事する支援員は経験年数を問わず誰でも参加できます。
- 全国の支援員とのつながりができ、全国6ブロックごとの交流ができるような部会を目指していきます。
- 基本的に3~4カ月に1回程度の活動を予定しています。
- オンライン(zoom)で全国から無料で参加できます。
- 部会での課題や成果は全国研究交流大会の分科会等につないでいきます。



申込方法

- ・部会への参加には全国ネットワークの会員登録が必要です。
- ・全国ネットの年会費は1,000円(期間は4/1~翌年3/31まで年度途中の加入の場合も年度末までの年会費となります。)
- ・会員特典として1部会までは無料で参加できます。
- ・2部会以上参加される場合は、2部会目から+1,000円となります。

家計改善支援部会
委員より

楽しい部会です。
皆様の参加を
お待ちしております!!

新保美香、生水裕美、鍋木奈津子、行岡みち子



会員への入会手続きは、HPの「入会案内」の入力フォームからどうぞ。
<https://life-poor-support-japan.net/join/>

年会費は手続き後にスマートピットにて請求書をお送りしますので、お近くのローソン、ファミリーマート、ミニストップでお支払いください。

会員への
入会は
こちら



<お問い合わせ先> 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク TEL:03-3232-6131 Mail:info@minna-tunagaru.jp

子ども若者支援部会 部会員募集中!

みんなで作る

子ども若者支援部会

子ども若者支援部会は、制度を超えて生活困窮世帯の子ども若者の権利を保障し、最善の利益を追求するための、さまざまな形の支援に関わる支援者のネットワークです。全国の支援者が交流し、共に学び合い、皆さんのニーズや困りごとに応じて必要な情報や研修を提供していきたいと思っています。皆さんからの声は、全国研究交流大会の分科会につなげていきます。ぜひ、皆さんもこのネットワークにご参加ください。

呼びかけ人：谷口仁史、鈴木晶子、池田徹（生活困窮自立支援全国ネットワーク理事）

参加有識者：宮本みち子（生活困窮自立支援全国ネットワーク社員）

- ・部会の参加には全国ネットワークの会員登録が必要です。
- ・全国ネットの年会費は1000円（会員期間4月1日~翌年3月31日）
年度途中の加入の場合も年度末までの年会費となります。
- ・会員特典として1部会までは無料で参加できます。
- ・2部会以上参加される場合は、2部会目からプラス1000円となります。
- ・2024年11月末まで部会員限定で、第2回会合のミニ講演（特定非営利活動法人おいた子ども支援ネット理事長 矢野 茂生氏）の動画をご視聴いただけます。



入会申込

【入会申込】<https://life-poor-support-japan.net/join/>

年会費は手続き後にスマートピットにて請求書をお送りしますので、お近くのローソン、ファミリーマート、ミニストップでお支払いください。

<お問い合わせ先> 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク



オンラインでつながる支援者のネットワーク

Zoomによる部会開催と、メールによる情報提供で、子ども若者支援、生活困窮者支援に関わる支援者のネットワークを作ります。

交流

全国の支援者の交流をしていきます。

情報提供

施策や制度の動向、研修情報などをお届けします。

スキルアップ

皆さんのニーズを聞きながら、子ども若者支援に今求められている研修等の機会を提供します。

声をつなげる

交流や研修等から見てきた現場の皆さんの声を、全国研究交流大会の分科会等につなげるとともに、国等への政策提言をおこなっていきます。

現地実行委員会 所属団体一覧

日本福祉大学
東海市
岡崎市
春日井市
豊田市
東浦町
とよた多世代参加支援プロジェクト
一般社団法人愛知県社会福祉士会
一般社団法人あいち福祉振興会
社会福祉法人阿久比町社会福祉協議会
社会福祉法人大府市社会福祉協議会
社会福祉法人江南市社会福祉協議会
社会福祉法人武豊町社会福祉協議会
社会福祉法人知多市社会福祉協議会
社会福祉法人東海市社会福祉協議会
社会福祉法人常滑市社会福祉協議会
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
社会福祉法人名古屋市南区社会福祉協議会
社会福祉法人半田市社会福祉協議会
社会福祉法人東浦町社会福祉協議会
社会福祉法人美浜町社会福祉協議会
社会福祉法人南知多町社会福祉協議会
特定非営利活動法人絆
特定非営利活動法人くらし応援ネットワーク
特定非営利活動法人地域福祉サポートちた
特定非営利活動法人知多地域権利擁護支援センター

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク役員一覧

役職	氏名	所属
代表理事	阿部 守一	長野県知事
代表理事	奥田 知志	認定NPO法人 抱樸
代表理事	新保 美香	明治学院大学
理事	池田 徹	社会福祉法人 生活クラブ風の村
理事	櫛部 武俊	一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会
理事	渋谷 篤男	日本福祉大学
理事	生水 裕美	一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター
理事	鈴木 晶子	認定NPO法人 フリースペースたまりば
理事	高橋 良太	社会福祉法人 全国社会福祉協議会
理事	田嶋 康利	日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会
理事	谷口 仁史	認定NPO法人 スチューデント・サポート・フェイス
理事	新里 宏二	新里・鈴木法律事務所
理事	西岡 正次	A'ワーク創造館（大阪地域職業訓練センター）
理事	原田 正樹	日本福祉大学
監事	駒村 康平	慶應義塾大学
研究・研修委員	鎚木 奈津子	上智大学
研究・研修委員	五石 敬路	大阪公立大学
研究・研修委員	菅野 拓	大阪公立大学
顧問	岡崎 誠也	
顧問	鈴木 俊彦	
顧問	宮本 太郎	
顧問	村木 厚子	
顧問	山崎 史郎	
事務局長	行岡みち子	グリーンコープ生活協同組合連合会
事務局次長	池田 昌弘	NPO法人 全国コミュニティライフサポートセンター

「第11回 生活困窮者自立支援全国研究交流大会」報告書
2025年2月28日

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
〒169-0072
東京都新宿区大久保2-4-15 サンライズ新宿3階
TEL 03-3232-6131 FAX 092-481-7886
E-mail info@life-poor-support-japan.net
URL https://www.life-poor-support-japan.net/

編集／全国コミュニティライフサポートセンター
デザイン・印刷／東北紙工株式会社

「第11回 生活困窮者自立支援全国研究交流大会」報告書

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク